


飛島村業務継続計画（津波災害編）



[第2版]

平成28年3月



飛島村業務継続計画（津波災害編）

[第2版]

目次

1. 基本的な考え方	1
1.1. 業務継続計画（津波災害編）の基本的考え方	1
(1) 策定の目的	1
(2) 業務継続計画で明らかにする事項	1
(3) 業務継続計画導入の効果	2
(4) 業務継続計画の対象	3
(5) 地域防災計画と業務継続計画の関係	4
(6) 業務継続計画の改訂	5
(7) BCP 訓練	5
(8) 業務継続計画の策定プロセス	6
1.2. 基本方針	7
(1) 基本方針	7
(2) 適用範囲	7
(3) 実施体制	7
(4) 発動基準	7
(5) 平常時の運用	7
2. 計画の前提条件	8
2.1. 前提とする災害	8
(1) 前提とする地震	8
(2) 前提とする津波	9
2.2. 飛島村の被害状況	12
(1) 前提とする地震	12
(2) 津波浸水による被害想定	12
2.3. ライフラインの復旧予測	13
2.4. 村本庁舎の資源と想定被害状況	14
2.5. 職員の参集状況	15
(1) 津波浸水がある場合の参集率の算出対象人数	15
(2) 津波浸水がある場合の参集率の算出方法	15
(3) 津波浸水がある場合の参集状況の想定結果	17
(4) 津波浸水がある場合の参集状況の見直し	18
2.6. 津波浸水時の対応事項	19
2.7. 計画の前提条件	20
3. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）の選定	22
3.1. 非常時優先業務の位置づけ	22
(1) 非常時優先業務の定義	22
(2) 非常時優先業務の選定方法	22

3.2. 非常時優先業務.....	28
(1) BCP 津波編 [第 2 版] の非常時優先業務.....	28
(2) 優先度の評価.....	31
(3) 部署別の選定結果.....	32
4. 事前対策の検討	33
4.1. 業務継続のための必要資源	33
(1) 非常時優先業務の遂行に必要な職員の人員.....	33
(2) 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源.....	34
4.2. 業務継続のための課題（必要資源確保のための課題）	35
(1) 津波浸水被害が必要資源の確保に与える影響.....	35
(2) 必要資源確保の課題.....	36
4.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討	37
(1) 必要人員の確保.....	37
(2) 物的資源の確保.....	43
4.4. 業務継続マネジメント.....	46
(1) 業務継続マネジメントの必要性.....	46
(2) 計画策定後（平常時）の実施事項.....	46
(3) 業務継続マネジメントの推進体制.....	49

1. 基本的な考え方

1.1. 業務継続計画（津波災害編）の基本的考え方

(1) 策定の目的

飛島村においては、平成 24 年度に「飛島村業務継続計画（地震災害編）[第 1 版]」（以下、「BCP（Business Continuity Plan）地震編」という。）を作成したところである。BCP 地震編は、東海地震や東南海地震などの大地震が発生した場合を想定し、迅速かつ的確に「飛島村地域防災計画」に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、震災時にも必要とされる通常業務を継続し、最低限必要な行政サービスを維持して、最短で平常業務に復することを目的としたものである。

BCP 地震編では、前提条件として、村内で津波による海岸堤防の破堤、越水、浸水は発生せず、地震による揺れや地盤液状化に伴う被害が発生することだけを想定していた。しかしながら、平成 24 年度に「飛島村津波避難計画」を作成したように津波による村内の浸水可能性は否定できず、最悪の事態として、揺れ・液状化の被害が発生した後に津波などによる浸水被害も起きることを前提に、村の業務継続を検討しておくことも必要である。

このようなことから、津波災害発生時においても村役場の業務機能を維持し、必要な行政サービスを村民等に継続的に提供するための「飛島村業務継続計画（津波災害編）」（以下、「BCP 津波編」という。）を策定した。

(2) 業務継続計画で明らかにする事項

業務継続計画とは、災害時の限られたヒトやモノなどの資源で、最低限必要な業務を継続し、確実に実施できるように、復旧時間に関する【目標】と【現実】のギャップ（ずれ）を解消するための「事前の対応策」を明らかにする計画である。

業務継続計画は、計画を策定すれば災害時の業務継続が滞りなく行えるというものではない。計画策定時点では、災害時の業務継続を図るために今後必要な課題とその対策を明らかにするものである。策定以降、課題を解決する対策を着実に実施することで、はじめて万全な状況に近づけることができる。計画策定をもって終わりではなく、検討と対策を続けることが不可欠である。

表 1.1.1 業務継続計画の検討事項

①災害時に継続すべき通常業務の絞り込み
②非常時優先業務の洗い出しと優先順位の決定
③必要資源の過不足の検証
④絞り込んだ業務を震災時に実施するための課題解決策の明示

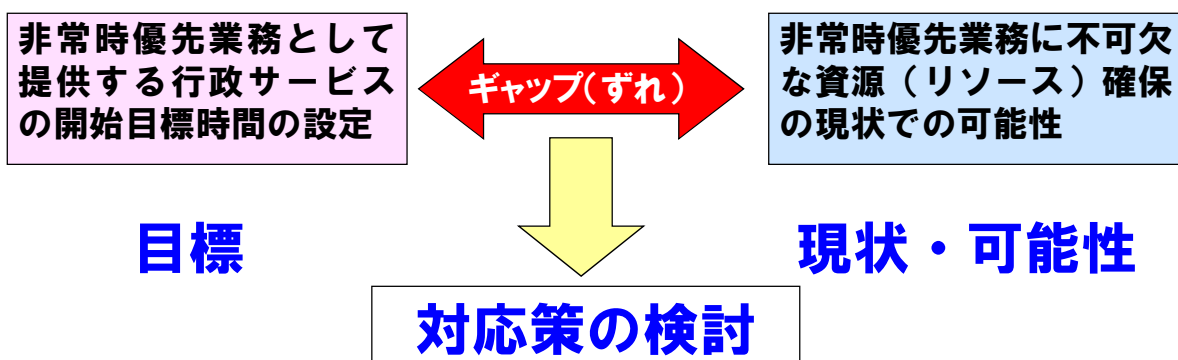


図 1.1.1 業務継続計画の検討イメージ

(3) 業務継続計画導入の効果

業務継続計画の導入により、以下の効果が考えられる。

表 1.1.2 業務継続計画導入の効果

- 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、村役場の業務の迅速な再開が可能になる。
- 業務継続計画の策定を通じ、平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、村役場の防災力を強化することが可能になる。
- 村役場の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を抑えることが可能となる。
- 最も大きな災害被害を想定した業務継続計画を策定することにより、他の自然災害への対応が可能になる。

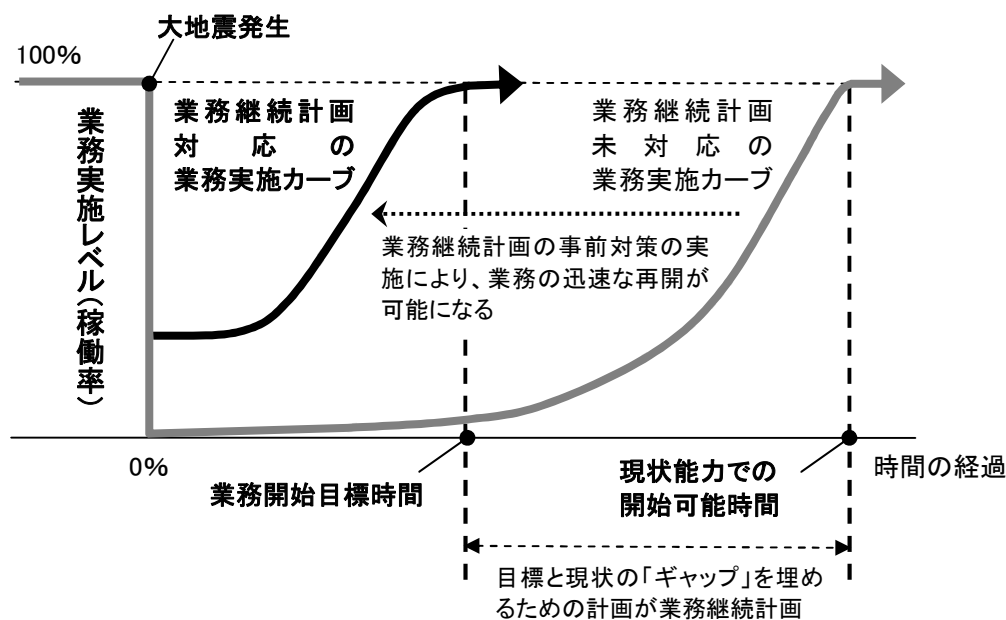


図 1.1.2 業務継続計画の考え方

(4) 業務継続計画の対象

a) 対象とする組織・執務実施場所の範囲

本計画では、村役場の全課の業務を対象とする。

また、執務実施場所は、飛島村本庁舎を主な対象とする。

b) 対象とする業務

業務継続計画で対象とする業務は、大規模な地震発災時などにおいても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）である。具体的には、震災後に地域防災計画に基づいて取り組む応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務（迅速な実施が求められる復旧・復興業務）及び優先度の高い通常業務（停止や休止ができない通常業務）である。

BCP 津波編では、他自治体の事例などから村の現況等を考慮して津波浸水時に必要な業務（後述）を対象業務に追加する。

表 1.1.3 非常時優先業務

①優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
②主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
③主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの
④津波浸水時に必要な②、③に該当する業務

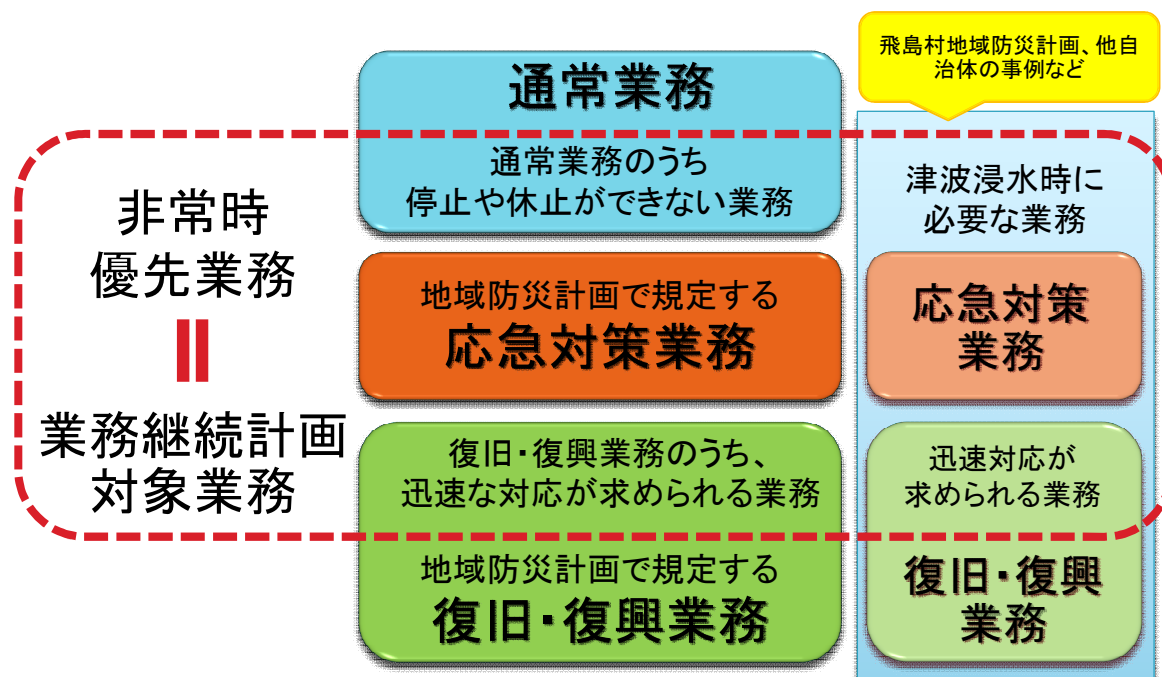


図 1.1.3 非常時優先業務の位置づけ

(5) 地域防災計画と業務継続計画の関係

飛島村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、飛島村防災会議が作成する計画である。その目的は、村、愛知県、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関が持つ全機能を有効に発揮し、飛島村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧ならびに復興を行い、飛島村の地域ならびに村民の生命・身体及び財産を災害から守ることにある。ただし、地域防災計画は行政機関の被災を前提にしていない。

一方、業務継続計画は、飛島村地域防災計画の中で策定が位置づけられているが、その目的は、地域防災計画の策定過程で必ずしも検討されていない、村役場自体が被災し、制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制を事前に検討するものである。そのようなヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下を前提として、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を事前に検討し、大規模な震災時における緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼をおいた計画である。

表 1.1.4 業務継続計画と地域防災計画の比較

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する
行政の被災	村役場、人員、その他の必要な資源の制約を前提とする	特に想定する必要がない
対象業務	非常時優先業務 ・ 応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 ・ 優先度の高い通常業務	災害対策にかかる業務 ・ 災害予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める	必要事項ではない（事前、初動、復旧・復興に区分する程度）
その他	職員の支援体制（水・食料等の確保）についても検討する	職員の支援体制の記載は必要事項ではない

表 1.1.5 村地域防災計画における位置づけ

● 「飛島村地域防災計画 ―地震・津波災害対策計画―」（H27.3）における位置付け

第 2 編 災害予防

第 1 章 防災協働社会の形成推進

第 1 節 防災協働社会の形成推進

1 村における措置

(3) 業務継続計画の策定

村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うため業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努める。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂等を行う。

(6) 業務継続計画の改訂

平成 25 年度に策定した BCP 津波編 [第 1 版] の「4.4. 業務継続マネジメント」で示したとおり、業務継続力の向上のためには PDCA サイクルにより業務継続計画を推進する必要がある。

平成 26 年度は、BCP 地震編 [第 1 版] の実効性を高めるために、大規模地震が発生したと仮定して職員を対象にした防災訓練（以下、「BCP 訓練」という）を行った。さらに、BCP 訓練の結果から得られた課題を踏まえ、BCP 地震編の改訂を行った。

平成 27 年度は、BCP 津波編 [第 1 版] の実効性を高めるために、津波浸水時の BCP 訓練を行い、結果を踏まえて BCP 津波編の改訂を行った。

なお、平成 26 年度策定の BCP 地震編 [第 2 版] では、BCP 津波編 [第 1 版] の記載事項の一部を時点修正していることから、BCP 津波編の該当事項は今回の改訂で反映した。

(7) BCP 訓練

BCP 津波編の改訂を念頭に実施した BCP 訓練の内容は下表のとおりである。

大規模地震発生後の津波浸水が発生したと仮定して、初動期を中心とした対応の確認及び課題の把握を目的として、図上型訓練（対応型訓練及び討論型訓練）を実施し、BCP 津波編の非常時優先業務の妥当性の検証及び、事前対策検討上の課題を検討した。

訓練では発災後の経過時間について、対応型訓練は発災後約 2 時間程度の初動期（平日）、討論型訓練は発災後 1 日目（休日）と 2～3 日目を対象とした。

表 1.1.6 BCP 訓練の実施概要

テ	マ	大規模地震発生後の津波浸水時における初動期を中心とした対応の確認及び課題の把握	
目	的	大規模地震発生後の津波浸水時の初動期における村職員の判断等の疑似体験を通じ、災害時の対応業務の妥当性や、対応の課題を把握し、飛島村 BCP 津波編の改訂に反映する。 【BCP 訓練の反映事項】 ・ 飛島村 BCP 津波編の非常時優先業務の妥当性の検証 ・ 飛島村 BCP 津波編の課題、事前対策の確認	
訓	練	手法	対応型訓練と討論型訓練の 2 部構成 ○ 対応型訓練 ・ 主に災害対策本部の幹部職員を対象とし、災害対策本部員及び各班における大規模地震発生後の津波浸水時の意思決定及び対応行動を模擬的に行う訓練 ・ 平日の発災後 1 日目の約 2 時間の業務を対象 ○ 討論型訓練 ・ 主に一般職員を対象とし、大規模地震発生後の津波浸水時に必要な対応項目やその優先度、問題点などについて、グループごとに討議する訓練 ・ 発災後 1 日目（休日）、2～3 日目を対象
参	加	者	計 43 名（両訓練参加者：10 名） ○ 対応型訓練：29 名 ○ 討論型訓練：24 名

(8) 業務継続計画の策定プロセス

BCP 津波編は以下の流れで策定した。

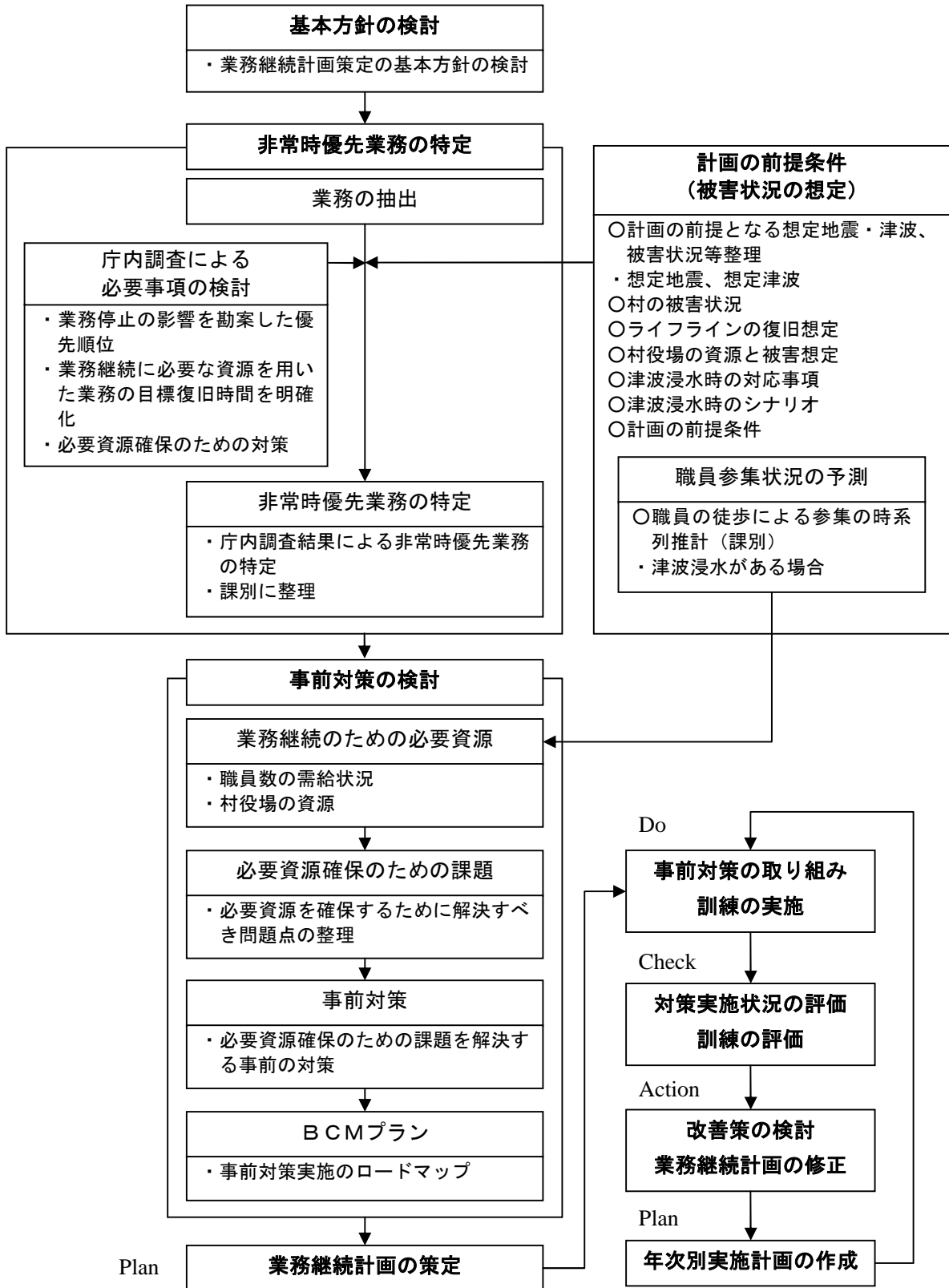


図 1.1.4 業務継続計画の策定プロセス

1.2. 基本方針

(1) 基本方針

南海トラフ巨大地震などの大規模地震による津波災害の発生時においても、村がその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討してBCP 津波編を策定し、円滑な実施を図る。

表 1.2.1 基本方針

- ①津波浸水が発生することを前提として検討する。
- ②村民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）
- ③非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する
- ④計画の実効性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策について検討する

(2) 適用範囲

業務継続計画に適用する業務の範囲は、村職員が実施する業務全般とする。

村の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先業務の実施に関係する場合には、実施方法等について主管課と業者間であらかじめ調整を行うものとする。

(3) 実施体制

非常時優先業務の実施にあたっては、地域防災計画で定める飛島村災害対策本部の組織体制のもとにおいて実施する。

(4) 発動基準

津波災害時における業務継続計画の内容に関する発動の判断は、飛島村災害対策本部において行う。

(5) 平常時の運用

業務継続計画は、業務継続マネジメント（BCM）により、平常時から持続的な改善を行うものとする。

2. 計画の前提条件

2.1. 前提とする災害

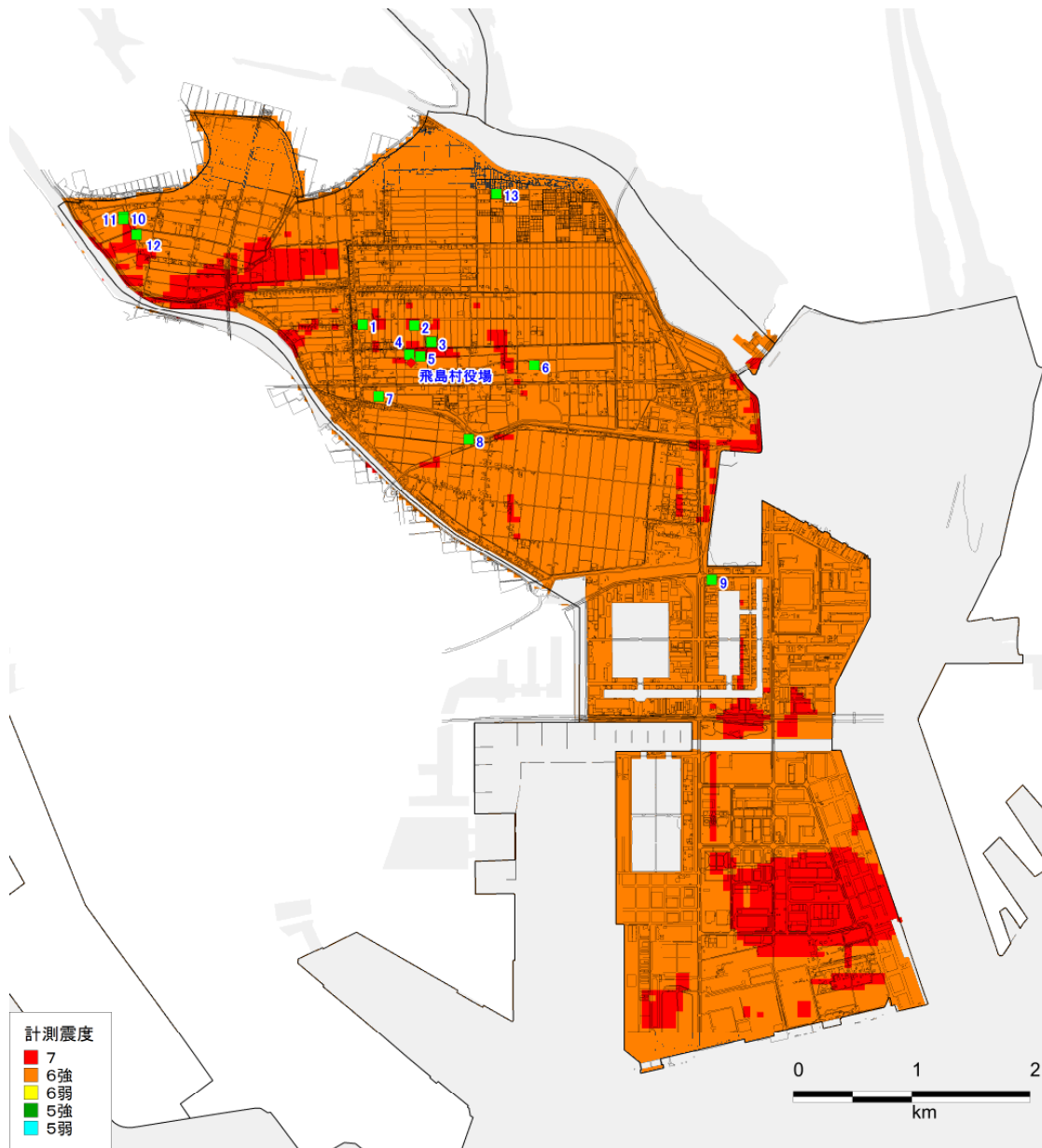
BCP 津波編の検討において前提とする災害は、平成 26 年度飛島村地震被害想定調査結果をもとにした。

(1) 前提とする地震

地震被害の前提となる地震は、理論上最大想定モデルの地震【地震動：陸側ケース、津波ケース①】とした。

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」観点で補足的に参照するものとして、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低いものである。

村は、本想定よりも大きな地震の発生も予想され、被害がさらに大きくなる可能性もあるとの認識をもち、計画の策定を行う。



資料：「平成 26 年度飛島村地震被害想定調査」、平成 27 年 3 月、飛島村

図 2.1.1 震度分布（理論上最大想定モデルの地震【地震動：陸側ケース、津波ケース①】）

(2) 前提とする津波

平成 26 年度飛島村地震被害想定調査では、平成 26 年度愛知県地震被害想定結果を参照しており、理論上最大想定モデル（津波ケース①）とした。

当該シミュレーションでは、堤防や水門等の最終防潮ライン施設等が機能する場合、村内にはほぼ浸水しないが、地震による破堤等により最終防潮ライン施設等が機能しない場合は、旧村内である干拓地域のほぼ全域にわたり浸水する。本検討では、最終防潮ライン施設等が機能しない場合を前提とする。

対象とした津波シミュレーションでは、以下のとおり、最終防潮ライン施設等が機能しない場合、日光川及び筏川から浸水があり、発災後 10 分以内に浸水が開始する。

a) 浸水想定地域

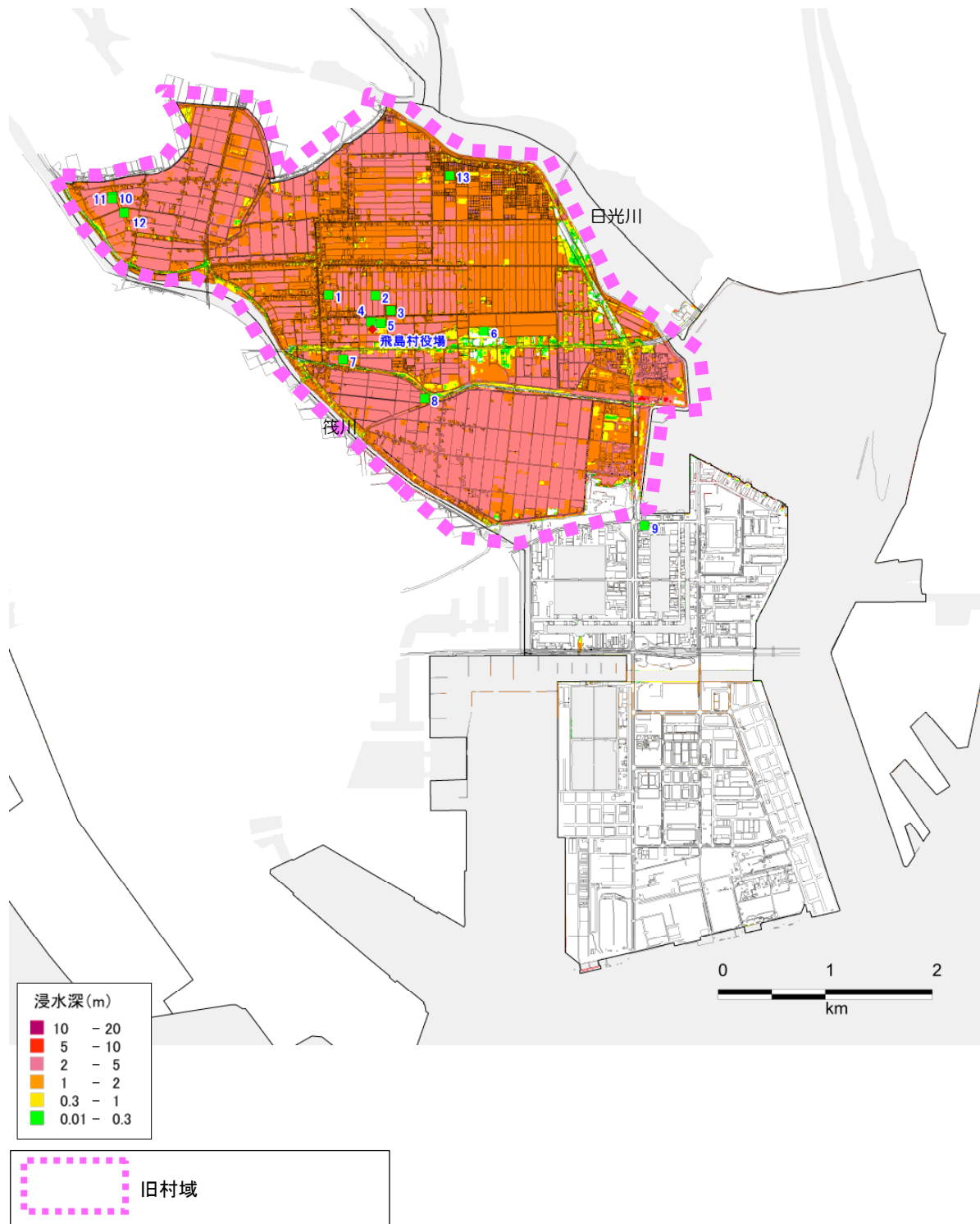
地震発生後の最終防潮ライン施設の破堤等により、旧村内のほぼ全域にわたり 2~5m 浸水する。これは、昭和 34（1959）年の伊勢湾台風時の浸水状況に匹敵する。

また、埋め立て地においても、ごく一部で浸水するところがある。

b) 浸水到達時間

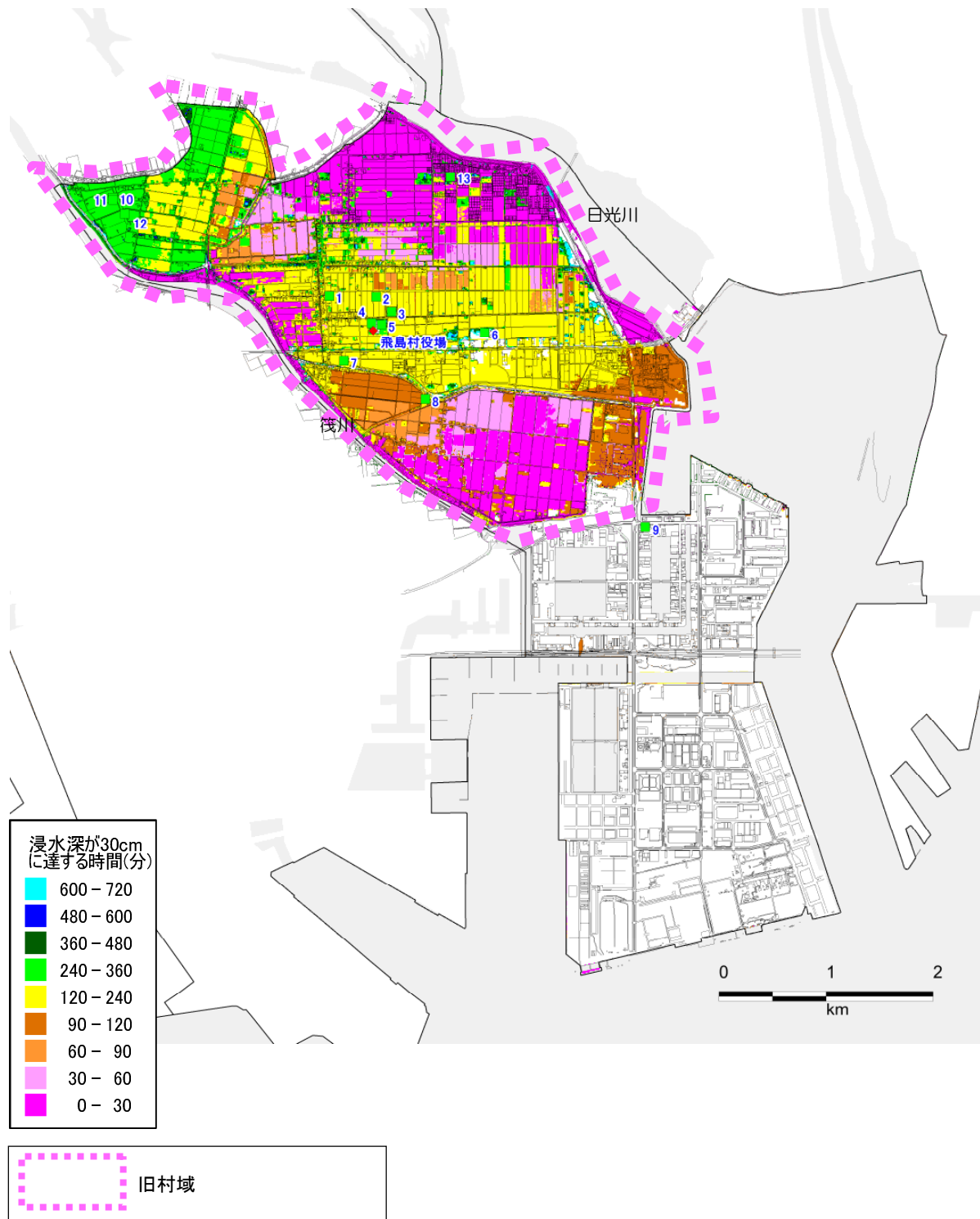
地震発生後に海水面の変化が +30cm になる時間を津波到達時間とすると、村沿岸では地震発生後 90 分から 120 分で到達する。一方で、浸水そのものは、最終防潮ライン施設が地震により破堤等することにより、地震発生 10 分以内に日光川、筏川から浸水する。

日光川及び筏川から浸水が進み、地震発生 3 時間（180 分）後に村役場に到達し、5 時間（300 分）後には旧村内がほぼ浸水する。



注. 理論上最大想定モデル (津波ケース①)
 資料: 「平成 26 年度飛島村地震被害想定調査」をもとに作成

図 2.1.2 浸水想定地域 (最大浸水深分布)



注. 理論上最大想定モデル (津波ケース①)
 資料: 「平成 26 年度飛島村地震被害想定調査」をもとに作成

図 2.1.3 浸水の到達時間分布

2.2. 飛島村の被害状況

(1) 前提とする地震

想定地震による飛島村の被害想定は、下表のとおりである。

表 2.2.1 区域の被害一覧

発災の季節・時間		冬 4 時		春・秋 15 時～16 時	
		全壊・焼失	半壊	全壊・焼失	半壊
建物被害	液状化	30	250	30	250
	揺れ	900	610	900	610
	火災	0	—	10	—
	津波	360	860	360	850
	合計	1,290	1,730	1,300	1,720
		死者	負傷者	死者	負傷者
人的被害	滞留人口	4,640		13,090	
	建物倒壊	40	310	40	900
	火災	0	0	*	*
	津波	150	20	200	90
	ブロック塀等	*	*	*	*
	合計	190	340	240	1,000
生活支障	避難者	4,530		—	
	村外外出者	—		1,420	
	帰宅困難者	—		3,240～3,880	
災害廃棄物（千トン）		764		766	
経済被害額（億円）		2,460		2,460	

注. *…被害ありだが非常に少ない

注. 理論上最大想定モデル（津波ケース①）

資料：「平成 26 年度飛島村地震被害想定調査」をもとに作成

(2) 津波浸水による被害想定

堤防が破堤した場合、津波来襲前の地震発生後 30 分もしないうちに浸水が始まり、津波の来襲によりさらに浸水が進むと想定される。村では過去の伊勢湾台風時においても堤防が破堤し、旧村内は 80 日以上にわたり湛水した。旧村内の地盤高は伊勢湾台風時と変わらないことから、地震により堤防が破堤した場合においても長期間にわたって湛水すると想定する。

物的被害については、東日本大震災の状況からすると、津波浸水により自動車等の漂流物が発生し、揺れや液状化による被害よりも物的被害は拡大すると想定する。

津波による人的被害は、春・秋の 15～16 時では死者 200 名、冬 4 時では死者 150 名であった。

2.3. ライフラインの復旧予測

BCP 地震編では、地震による飛島村のライフラインの復旧状況を、下表のとおり愛知県 BCP の想定と同様とした。

一方で、浸水被害があった場合、長期間の湛水が想定される。国土交通省中部地方整備局が行った大規模地震時の排水期間の想定（「濃尾平野の排水計画（第1版）（H25.8、中部地方整備局河川部）」では、飛島村周辺の排水に約1か月かかると想定されている。

以上から、ライフラインの復旧期間は排水期間の1か月を考慮して、2か月以上の長期に及ぶものと想定する。

表 2.3.1 ライフラインの復旧期間

	愛知県	東日本大震災		
			復旧率	備考
電力	約1週間	1週間:90%超 2週間:95%超	約96%	
通信	1週間程度	2~3週間:90%超 3~7週間:95%超	約99%	携帯電話
都市ガス	1ヶ月程度	5週間:90%超 6週間:約100%	約86%	
LPガス	1~2週間程度	-	約95%	
上水道	1ヶ月以内	4週間:90%超 6週間:95%超	約98%	
下水道	1ヶ月程度	-	-	

資料：「愛知県庁業務継続計画（愛知県庁 BCP）[想定東海・東南海地震連動編]」、平成 21 年 11 月、愛知県

資料：東日本大震災・・・「東日本大震災におけるライフライン復旧概況（時系列編 Ver3、5 月 31 日まで）岐阜大学など」土木学会東日本大震災特別委員会情報共有サイト

資料：東日本大震災（復旧率）・・・「主なインフラ等の応急的な復旧状況」復興庁（120521 公表資料）、都市ガスの残り約 14%は家屋等流出地域で復旧困難な約 6 万戸

2.4. 村本庁舎の資源と想定被害状況

地震による飛島村本庁舎における被害状況は、BCP 地震編と同様の被害が考えられる。本庁舎以外の地域防災計画上の参集場所（すこやかセンター、総合社会教育センター、公民館分館、敬老センター、飛島学園、保育所）も建物の耐震性はあるが、本庁舎と同様の状況と想定する。

一方で、浸水被害があった場合、本庁舎は最大で1～2m浸水する。そのため、当面は2階での執務を強いられる。庁舎内の排水が完了するまでは、庁舎内の1階から2階への移動が容易ではなくなる。職員に割り当てられている庁舎1階のノートPCは、就業時間中に発生した場合は浸水前に運び上げるにより使用可能であるが、就業時間以外に発生した場合は浸水により使用できないものと想定する。

また、津波浸水時に非常用電源は、据え置き型は1階にあるため使用できないが、ポータブル電源はガスカートリッジ型が4台あり、備蓄カートリッジを全て使用すると仮定し、各15時間使用できるものとする。

表 2.4.1 飛島村本庁舎の被害状況

項目		被害状況の想定
地震動		・ 震度6弱の揺れが発生。人は立ってられない
津波などによる浸水		・ 1時間後までに約1m～2m未満の浸水
建物被害	構造・外観	・ 耐震性はある、大きな建物被害はなく、庁舎は利用できる ・ 火災の発生はない
	内部	・ 壁に亀裂が発生する場合もみられる
ライフライン被害	電気	・ 地震発生直後に停電する箇所があるが、早期に復旧 ・ 非常用電源は最大12時間、各課で最小限稼働するが、1階に据え置きのため使用不可。ポータブル電源はガスカートリッジ型4台が各15時間使用可と想定
	ガス	・ ガスは停止する
	上水道	・ 管路被害の可能性があり断水する
	下水道(集排等)	・ 管路被害や停電により処理が停滞する
人的被害		・ 職員に死者は発生しない ・ エレベーターの閉じ込め被害は発生しない
庁内の様子	室内	・ 扉のないキャビネットから書類等が飛び出し散乱する ・ 配管損傷によりトイレや給湯室で水漏れが発生する
	PC	・ 固定していないPCやモニター倒れる(非常用電源による復旧。ノートPCはバッテリー残量あるうち使用可)。ノートPCは就業時間中に発生した場合は浸水前に2階への移動により使用可だが、就業時間外に発生した場合は使用不可
	サーバ	・ 庁内サーバは転倒防止措置をしており、非常用電源もあるため稼働する
	プリンタ・コピー機	・ 固定していないコピー機等が動く。損傷ないが電気復旧まで、非常電源により一部が利用できる
	通信	・ 一般電話・携帯電話は輻輳により通話できないが、本庁と避難所や消防警察の防災関係機関とは無線により通信は可能 ・ 非常時優先電話は使用可能 ・ メールは使用できるが送受信に時間かかる
	トイレ	・ トイレに損傷はないが断水で使用禁止
災害時の職員用備蓄		・ 職員用の備蓄は村内居住の職員用の備蓄品等を配分して使用

注. ガスカートリッジ型は1台あたり2カートリッジで2.5h使用可能。カートリッジは役場倉庫に17セット(51本)備蓄されている(H24飛島村津波避難計画)ことから、すべての使用を仮定すると、最大1台15時間(2.5h×12本)を4台使用可能

資料：「飛島村業務継続計画（地震災害編）[第1版]」（飛島村、H25.3）をもとに、村へのヒアリング結果を加味して作成

2.5. 職員の参集状況

大規模な地震が休日・夜間等、村職員の勤務時間外に発生し、津波浸水到達時間後には村内が浸水することを前提にした職員参集数について算出する。

(1) 津波浸水がある場合の参集率の算出対象人数

津波浸水予測結果を前提とすると、地震発生後 10 分後には村域は浸水することから、村民が疎開することを前提条件とすると、津波浸水時から疎開までの職員の参集は下図のように想定される。

ここでは、飛島村在住の職員 47 名が当初に参集する参集率について検討する。

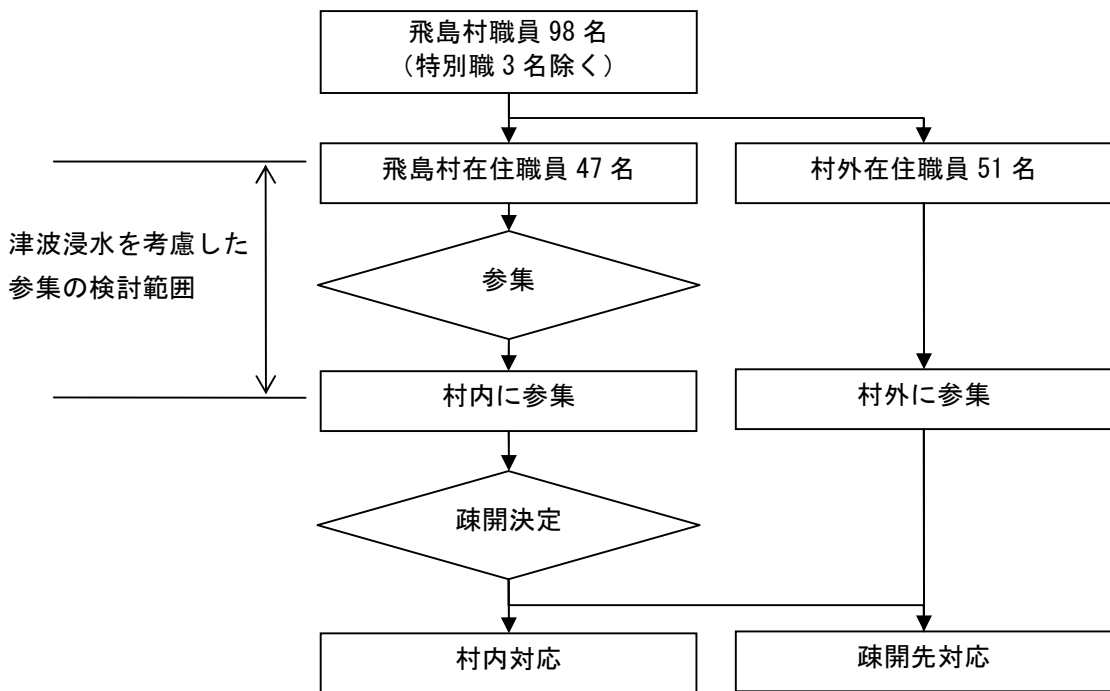


図 2.5.1 津波浸水時の職員参集の流れ

(2) 津波浸水がある場合の参集率の算出方法

津波浸水が発生する場合は、地震発生直後の津波浸水の到達により、既定の参集先に移動する途中で浸水したり、参集行動を開始する前に居住地で浸水したりして、参集ができなくなると想定される。

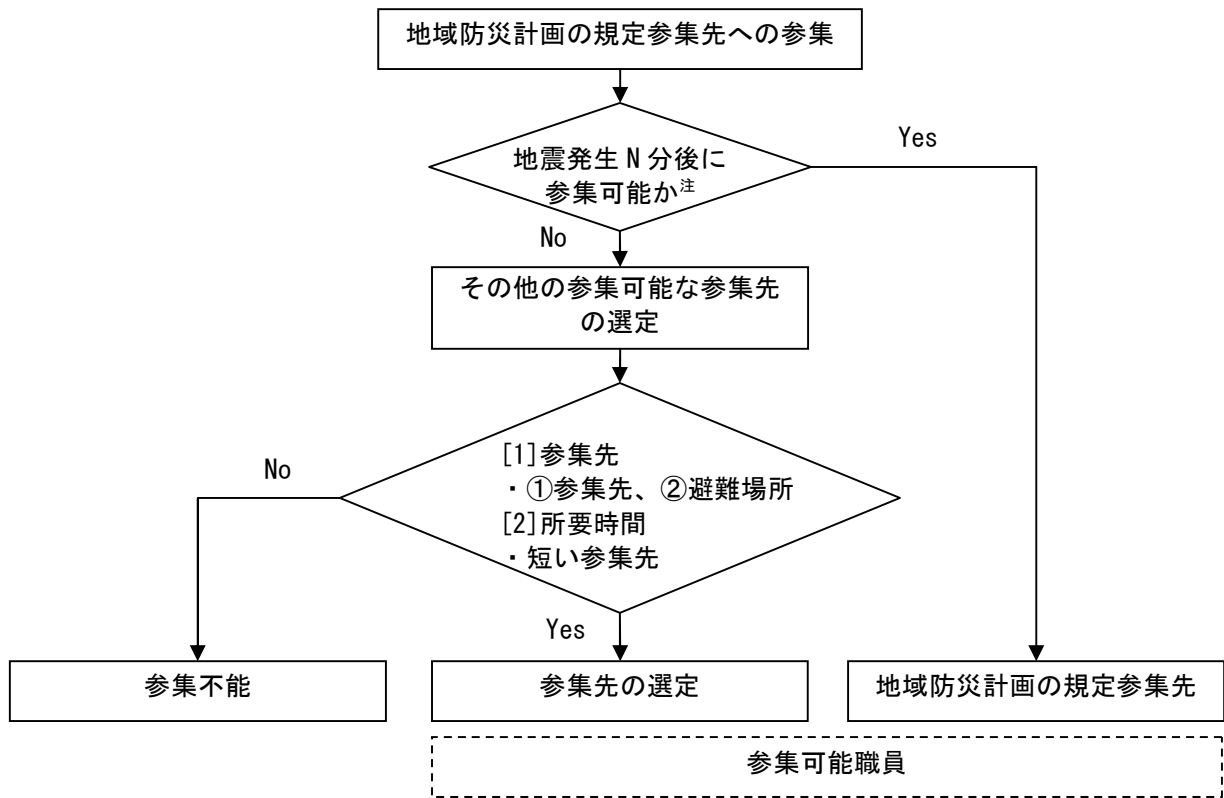
参集先までの所要時間と、参集先の津波浸水時間及び職員居住地の津波浸水時間の関係（表 職員居住地別参集先までの所要時間）から、飛島村居住職員の地域防災計画に規定された参集先への参集可能性を個別に検証したうえで、参集先を選定する。このようにして選定した参集可能な職員数から参集率を算出する。また、参集先までの所要時間から、時間別の参集状況を算定し、時間別の参集率を算出する。

なお、参集先は、地域防災計画で規定された場所のほか、平成 24 年度津波避難計画で設定した避難場所から民間施設以外を対象とし、計 9 箇所とする（中央公民館と総合体育館は合わせて 1 箇所とした）。

表 2.5.1 参集先一覧

	参集先の区分	
	地域防災計画の 規定参集先	津波避難計画の 一時避難場所
飛島村役場	●	—
第一保育所	●	—
産業会館	●	—
飛島学園	●	●
すこやかセンター	●	●
中央公民館・総合体育館	●	●
敬老センター	●	●
公民館分館	●	●
旧飛島中学校	—	●

注. 「飛島村津波避難計画」(H25.3) の一時避難場所のうち、民間施設 4 施設(やすらぎの里、ユータック(株)飛島物流センター、共英製鋼(株)開発センター、名古屋港国際総合流通センター(株)事務所棟)は除外



注. 「地震発生 N 分後に参集可能か」・・・地震発生 N 分後に参集開始が可能か

図 2.5.2 参集率の算定の流れ

(3) 津波浸水がある場合の参集状況の想定結果

地域防災計画の参集先の算定と同じく、地震発生30分後に参集を開始する場合は、地震発生後に最寄りの参集先に参集するため、1時間以内に21名（総職員数98名の21%、以下同じ）が参集可能であるが、その後は参集不能者が19名にのぼる影響もあり、最大27名の参集に留まる。参集先は第一保育所が11名、公民館分館が7名、飛島学園3名、敬老センターと旧飛島中学校が各2名、すこやかセンター、中央公民館・総合体育館が各1名となり、第一保育所の参集人数が最も多い。

一方、参集先を変更しない場合でみると、参集可能者は1時間以内に4名（4%）に留まり、最大7名となる。参集先は公民館分館が3名で最も多く、すこやかセンター、中央公民館・総合体育館、第一保育所、敬老センターが各1名となる。

参集先別の参集者数のバランスはいずれの場合でも地域防災計画の規定参集先とは異なるが、参集先を変更した場合のほうが、参集人数そのものは多くなる。

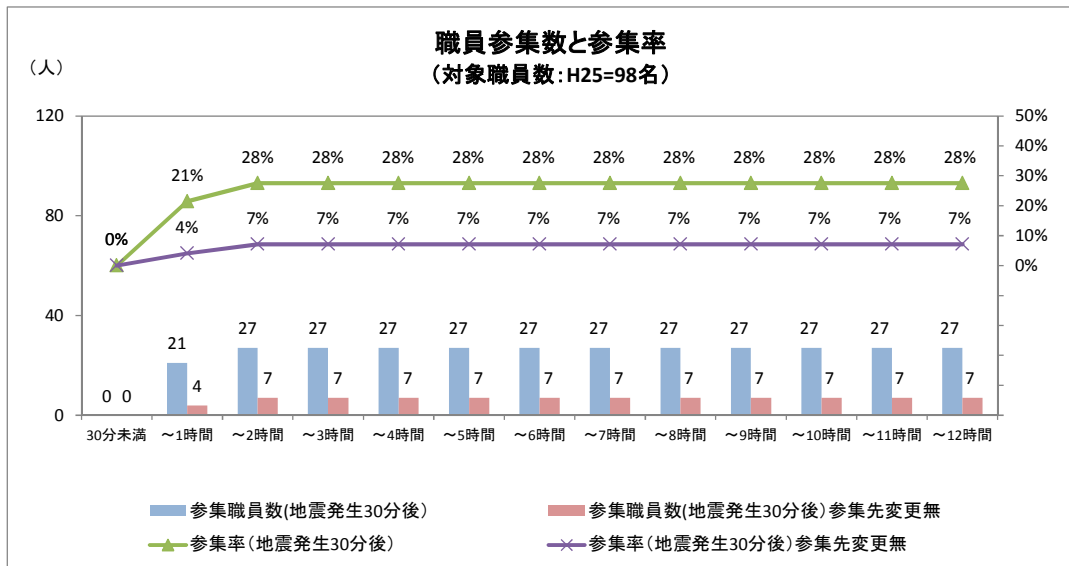


図 2.5.3 時間別の参集職員数・参集率の推移（休日・夜間）

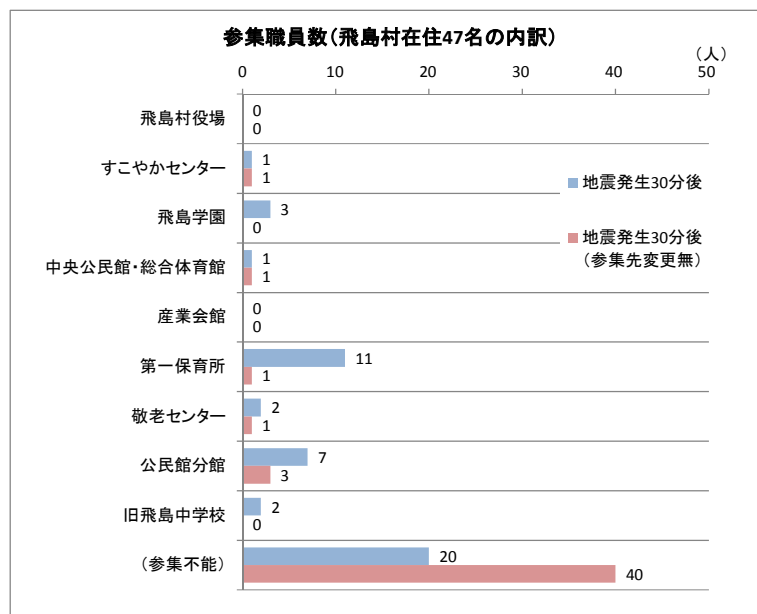


図 2.5.4 参集先別参集職員数

なお、村内には計 23 台のボートの備蓄があることから、津波浸水が定常状態になって以降は、これらの移動手段などを活用して村役場等への参集は可能と考えられる。

表 2.5.2 津波浸水時の職員の移動手段

	台数	備考
アルミボート	20 台	7 台：消防分団 5 台：公民館分館 各 1 台：役場防災倉庫、飛島学園、旧中学校、総合体育館、保育所、産業会館、やすらぎの里、中央公民館
組み立て式ボート	2 台	役場防災倉庫
ゴムボート	1 台	役場防災倉庫
計	23 台	—

資料：「飛島村津波避難計画」（H25. 3、飛島村）

（4）津波浸水がある場合の参集状況の見直し

BCP 地震編〔第 2 版〕では、参集職員数の見直しを行い、1 時間未満の参集数は 15 名と想定した。

地震発生 30 分後から避難を開始する場合に、30 分後にはまだ津波浸水がない町丁目を抽出すると、参集可能な職員 15 名はすべて参集可能であると想定された。

この結果から、1 時間未満に 15 名が参集し、以降、2～3 日目まで 15 名で対応するものとして検討した。

2.6. 津波浸水時の対応事項

大規模地震による津波浸水時においては、津波浸水に対する応急的な対応と、湛水による長期の避難への対応が想定される。

津波浸水時の対応について既存資料から想定した。具体的には、飛鳥村地域防災計画や他自治体の業務継続計画（津波対策編）、東日本大震災時の自治体対応事例などをもとに、津波浸水に対する応急的な対応業務を整理した。また、長期避難への対応については、飛鳥村が被災した伊勢湾台風や他自治体による事例などをもとに整理し、村の現況に合わせて検討した。

その結果、「津波浸水時の対応事項」は52項目となった。

表 2.6.1 津波浸水時の対応事項

項目	対応事項	項目	対応事項
災害対策本部の組織・運営	職員の参集指示	医療対策	浸水域内の医療従事者の確保
	災害対策本部の設置		浸水域内の医療連携
	災害対策本部（村役場機能）の村外設置を検討		入院患者等の疎開先への移送
	村民の疎開の検討		浸水域内の備蓄医療資材の搬送
	村外滞留者への非帰村指示	衛生対策	捜索従事者をはじめ職員・村民の健康管理の促進
情報の伝達	地震・津波情報の伝達		防疫対策の実施
決壊情報の伝達	死亡獣畜などの適正処理		
被害情報の収集	浸水被害状況の把握		化学薬品流出対策の実施
避難指示・誘導	避難勧告及び避難指示		し尿及び生活ごみ等の衛生処理の実施
	避難誘導		遺体収容及び火葬の実施
避難所開設・運営	避難所の開設		遠方自治体への火葬の依頼
	避難所の運営	避難所の衛生対策の実施	
応急復旧	水門・排水機場の操作	疎開先避難所の衛生対策の実施	
	決壊箇所の応急復旧（止水対策）	廃棄物対策	災害廃棄物量の算出
	津波漂流物の除去		廃棄物集積場の確保
燃料の確保・供給	廃棄物の収集運搬		
救助・救出	要救助者の把握		廃棄物の広域処理の協力要請
応援の要請・受入れ	救助・救出への燃料確保・供給	湛水の排除	道路の啓開
	要救助者の把握		止水・排水対策の実施
	救助の人員・資機材の確保		排水機場の復旧
	浸水による要救助者の人命救助	疎開への対応	疎開先避難所の開設
	孤立者の救助		疎開先避難所の運営
孤立者の支援（水・食料供給）	集団避難者（疎開先避難所への避難者）の移送		
津波漂流物の除去活動の応援要請	集団避難者（疎開先避難所への避難者）の情報提供		
止水・排水対策の応援要請	一時帰村の対応		
広域応援の受入れ対応			

注．網掛け・・・地震災害時の対応とは特に異なる事項

2.7. 計画の前提条件

被害状況の想定や職員参集状況の予測、津波浸水時の対応事項を踏まえて検討した津波浸水時のシナリオをもとに、BCP 津波編作成の前提条件を以下のとおり設定した。

表 2.7.1 BCP 津波編作成の前提条件

- 最大クラスに相当する地震発生時の最悪の事態を想定した BCP を作成する
- 地震は夜間発生を想定する
- 地震発生後の最終防潮ライン施設の破堤等があるものとした場合、旧村内のほぼ全域にわたり 2～5m の浸水深に達する。地震発生 10 分後に日光川、筏川の破堤により高さ 30cm の浸水が始まり、3 時間後に村役場に到達、5 時間後には旧村内がほぼ浸水すると想定する
- 地震による倒壊により約 940 戸の建物被害が発生し、人的被害は死者約 40 名に及ぶが、その後の浸水被害により人的被害は拡大し、240 名に達すると想定する
- 旧村内への津波浸水は湛水し、排水まで約 1 か月を要すると想定される。このため、ライフラインの復旧期間は 2 か月以上の長期に及ぶと想定する
- 村本庁舎や避難所の建物は耐震性を有しており、地震による大きな被害はないが、いずれにおいても浸水が想定され、当面は 2 階での執務を強いられる。PC 等は使用可能であるが、非常用電源の時間に限界があり数時間の使用に限られる。通信等は限定的であるものの使用可能と想定する
- 村内に居住する職員は地震発生 30 分後に参集を開始し、一時避難場所を含めた最寄りの施設に参集した場合、1 時間で 15 名の参集が見込まれるが、役場には参集できず分散する。津波浸水が定常状態になって以降は、備蓄ポートなどを活用して村役場等への参集は可能
- 職員が参集して以降は、災害対策本部の立ち上げはするものの、地震災害時とは異なり、排水が進むまでの間、当面は津波浸水の状況把握や、浸水による孤立者の救助や食料等の支援など、浸水対応事項に注力が必要と想定する
- 村内全域が浸水・湛水することから、住民の村外への疎開を想定する。疎開者は伊勢湾台風時に一部村民は村内に残留したことからも、全住民ではなく一部住民の疎開を想定する。疎開者は避難行動要支援者約 50 人を対象とし、村外居住職員による疎開先避難者への対応（村外避難場所の運営など）を想定する

シナリオの前提条件は下表のとおりとした。特に、「職員の参集先」については、地域防災計画の指定参集先のままの方が影響は大きいと、参集の予測結果からすると参集職員数が最大で7名と極端に少ない。そのため、業務継続の想定そのものが困難になることから、地域防災計画の指定参集先と津波避難計画の避難場所のうち最寄りの施設に参集するものとした。

さらに、「疎開の実施有無」については、疎開先の避難場所の避難者がまとまった人口になることから、全村で実施するよりも部分的に実施する方が、職員の分散を余儀なくされ、業務遂行上の影響は大きいものとした。

津波浸水時のシナリオは次頁のとおりとした。

表 2.7.2 津波浸水時のシナリオ検討の前提条件

ポイント	前提条件	影響を受ける 災害対応事項	影響
地震・津波発生日時	夜間	職員参集率	低くなる
		被害の程度	大きくなる
職員の参集先 (夜間)	地域防災計画の指定 参集先と津波避難計 画の避難場所のうち 最寄りの施設	職員参集率	低くなる
津波浸水による 死者の発生	あり	遺体収容及び火葬の対応	死者数によって対応 人員数が増減する
浸水状況 (旧村内)	全域浸水	疎開への対応	避難者数によって対 応人員数が増減する
		湛水期間(復旧期間)	長期間になる
疎開の実施有無	あり(部分実施)	避難者への対応	避難者数によって対 応人員数が増減する

3. 業務継続計画の対象業務（非常時優先業務）の選定

3.1. 非常時優先業務の位置づけ

(1) 非常時優先業務の定義

BCP 津波編で対象とする業務は、大規模な地震発生に伴う津波浸水時においても優先して実施すべき「非常時優先業務」である。

対象とする業務は、BCP 地震編と同じく、1週間以内（地震発生当日～7日目まで）に着手しなければ村民生活や都市機能の維持に支障が生じると判断された業務とする。一方で、BCP 地震編では1週間以内に着手が必要であったが、津波浸水の影響で対応が遅れざるを得ないことも想定されることから、地震発生1か月程度までの期間も含めてとりまとめる。

(2) 非常時優先業務の選定方法

a) BCP 津波編〔第1版〕の非常時優先業務

BCP 津波編の非常時優先業務は、「BCP 地震編における非常時優先業務」と、「津波浸水時に必要な業務」を合わせて対象業務として検討した。

「BCP 地震編における非常時優先業務」は、事前対策の検討において参集職員数のみで実施可能な業務に絞り込みを行った118業務を対象とした。「津波浸水時に必要な業務」は、前述の津波浸水時の対応事項52業務とした。

「津波浸水時に必要な業務」については、「村民の疎開の検討」など、津波浸水の影響により全く新たに必要な業務と、「職員の参集指示」などBCP 地震編において既に非常時優先業務として抽出されている業務がある。これらについて総合的に判断して業務の追加と統合を行った結果、「津波浸水時に必要な業務」は25業務となった。先の118業務と合わせて143業務を非常時優先業務の検討対象業務とした。

その上で、新たな業務については、業務を所管する各課が前述の計画策定の前提条件及びシナリオを参考にして「業務開始の目標時間」、「必要な人的資源（必要人員）」を検討した。また、BCP 地震編では非常時優先業務であったが津波浸水の影響により対応が遅れざるを得ない業務についても各課が検討した。

以上の手順を踏まえて、非常時優先業務を選定した。

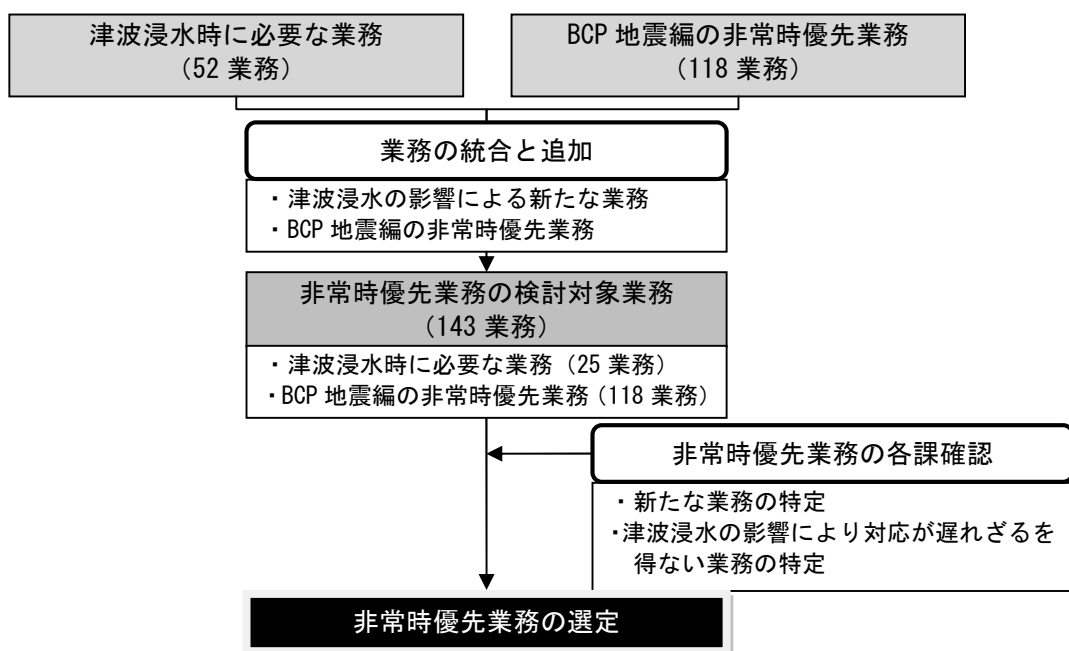


図 3.1.1 非常時優先業務の選定方法

表 3.1.1 津波浸水時に必要な業務（52 業務）

項目	対応事項	担当課	業務内容
災害対策本部の組織・運営	1 職員の参集指示	総務課	職員に参集を指示する
	2 村外滞留者への非帰村指示	総務課	村外に滞留（所在）している職員について、村外に滞留するよう指示
	3 災害対策本部の設置	総務課	本部長の判断により災害対策本部を設置する
	4 村民の疎開の検討	総務課	村内の被害状況を踏まえ、村外への疎開を検討する
	5 災害対策本部（村役場機能）の村外設置を検討	総務課	村内の被害状況と疎開の決定を踏まえ、災害対策本部（村役場機能）の村外設置を検討する
情報の伝達	6 地震・津波情報の伝達	総務課	地震や津波の発生情報を住民に伝達
	7 決壊情報の伝達	建設課	河川や海岸堤防の決壊情報を住民に伝達
被害情報の収集	8 浸水被害状況の把握	建設課	津波浸水による被害状況（人的、物的）を把握する
避難指示・誘導	9 避難勧告及び避難指示	総務課	津波浸水の状況を踏まえ、避難勧告及び避難指示をする
	10 避難誘導	総務課ほか	住民を村内の避難所に避難誘導する
避難所開設・運営	11 避難所の開設	保健福祉課	村内の避難所を開設する
	12 避難所の運営	保健福祉課	村内の避難所を運営する
応急復旧	13 水門・排水機場の操作要請	経済課	遠隔操作可能な水門・排水機場の操作を要請し、浸水を緩和する
	14 決壊箇所の応急復旧（止水対策）	建設課	決壊箇所を応急的に止水する
	15 津波漂流物の除去	建設課	自動車等の津波漂流物を除去する
燃料の確保・供給	16 応急復旧対策への燃料確保・供給	総務課	津波浸水に係る応急復旧対策の燃料を確保・供給する
	17 救助・救出への燃料確保・供給	総務課	津波浸水に係る救助・救出の燃料を確保・供給する
救助・救出	18 要救助者の把握	総務課ほか	津波浸水により移動が困難な状況になった要救助者を把握する（情報を入手する）
	19 救助の人員・資機材の確保	建設課ほか	消防団員など救助の人員や、ボートなどの資機材を村内で確保する
	20 浸水による要救助者の人命救助	総務課	消防団などと協力して、津波浸水により流された要救助者の人命を救助する
	21 孤立者の救助	総務課	消防団などと協力して、津波浸水により屋上などの孤立者を救助する
	22 孤立者の支援（水・食料供給）	総務課	ヘリなどを活用して孤立者に対して水や食料を供給する
応援の要請・受入れ	23 応急復旧対応の応援要請	総務課	津波浸水の応急復旧に係る応援を県などに要請する
	24 不足資材の提供要請	総務課	応急復旧や救助で不足する資材の提供を県などに要請する
	25 津波漂流物の除去活動の応援要請	総務課	自動車などの津波漂流物の除去活動の応援を県などに要請する
	26 止水・排水対策の応援要請	建設課	湛水を解消するための止水・排水対策の応援を県などに要請する
	27 広域応援の受入れ対応	総務課	要請した広域応援の活動拠点の確保や案内など受入れ対応をする
医療対策	28 浸水域内の医療従事者の確保	保健福祉課	浸水域内の住民に対する医療のため、医療従事者を確保する
	29 浸水域内の医療連携	保健福祉課	浸水域内の住民に対する医療のため、連携を促進する
	30 浸水域内の備蓄医療資材の搬送	保健福祉課	浸水域内の住民に対する医療のため、医療機関等で備蓄されている医療資材を搬送する
	31 入院患者等の疎開先への移送	保健福祉課	村内の入院患者等を疎開先に移送する（支援する）

項目	対応事項	担当課	業務内容
衛生対策	32 捜索従事者をはじめ職員・村民の健康管理の促進	保健福祉課	職員や村民の健康管理を促進する
	33 防疫対策の実施	保健福祉課	浸水域内の防疫対策を実施する
	34 死亡獣畜などの適正処理	保健福祉課	浸水域内の死亡獣畜などを適正に処理する
	35 化学薬品流出対策の実施	建設課	浸水域内の化学薬品の流出防止を促進する
	36 し尿及び生活ごみ等の衛生処理の実施	保健福祉課	浸水域内のし尿及び生活ごみ等の衛生処理を実施する
	37 遺体収容及び火葬の実施	住民課	津波浸水による遺体を収容及び火葬する
	38 遠方自治体への火葬の依頼	保健福祉課	津波浸水による遺体が多く、村内の遺体処理が困難な場合に遠方自治体に火葬を依頼する
	39 避難所の衛生対策の実施	保健福祉課	村内の避難所の衛生対策を実施する
	40 疎開先避難所の衛生対策の実施	保健福祉課	疎開先の避難所の衛生対策を実施する
廃棄物対策	41 災害廃棄物量の算出	保健福祉課	津波浸水による影響（津波漂流物等）を踏まえた災害廃棄物量を算出する
	42 廃棄物集積場の確保	保健福祉課	津波漂流物等も含めた廃棄物集積場の確保する
	43 廃棄物の収集運搬	保健福祉課	津波漂流物等も含めた廃棄物を収集・運搬する
	44 廃棄物の広域処理の協力要請	保健福祉課	津波漂流物等も含めた廃棄物が村内で処理できない場合の広域処理の協力を要請する
湛水の排除	45 道路の啓開	建設課	津波浸水の決壊箇所までの道路啓開をする
	46 止水・排水対策の実施	建設課	津波浸水の決壊箇所の止水及び、排水対策を実施する（湛水の解消）
	47 排水機場の復旧要請	経済課	地震及び津波により排水機場が使用不能になった場合に復旧を要請する
疎開への対応	48 疎開先避難所の開設	保健福祉課	予め提携した疎開先避難所の開設を支援する
	49 疎開先避難所の運営	保健福祉課	予め提携した疎開先避難所の運営を支援する（村民の要望等に対応する）
	50 集団避難者（疎開先避難所への避難者）の運搬	総務課	疎開希望者を運搬する（運搬を支援する）
	51 集団避難者（疎開先避難所への避難者）の情報提供	総務課	疎開先避難所への避難者に村内の状況等の情報を提供する
	52 一時帰村の対応	総務課	疎開先避難所への避難者の一時帰村を実施する

表 3.1.2 「津波浸水時に必要な業務」の統合結果（25 業務）

津波浸水時に必要な業務		BCP 地震編非常時優先業務 との統合状況	津波浸水時に必要な業務（改）
項目	対応事項		
災害対策本部の組織・運営	1 職員の参集指示	「非常配備の指令」に統合	—
	2 村外滞留者への非帰村指示	→	1 村外滞留者への非帰村指示
	3 災害対策本部の設置	「本部設置準備」に統合	—
	4 村民の疎開の検討	→	2 村民の疎開の検討
	5 災害対策本部（村役場機能）の村外設置を検討	→	3 災害対策本部（村役場機能）の村外設置を検討
情報の伝達	6 地震・津波情報の伝達	「気象予警報、地震に関する情報及び対策通報等の収集、伝達」に統合	—
	7 決壊情報の伝達	→	4 決壊情報の伝達
被害情報の収集	8 浸水被害状況の把握	「被害状況の把握」に統合	—
避難指示・誘導	9 避難勧告及び避難指示	「避難勧告又は命令の伝達」に統合	—
	10 避難誘導	「避難者の誘導」に統合	—
避難所開設・運営	11 避難所の開設	「避難所の開設」に統合	—
	12 避難所の運営	「避難所の運営」に統合	—
応急復旧	13 水門・排水機場の操作要請	→	5 水門・排水機場の操作要請
	14 決壊箇所の応急復旧（止水対策）	→	6 決壊箇所の応急復旧（止水対策）
	15 津波漂流物の除去	→	7 津波漂流物の除去
燃料の確保・供給	16 応急復旧対策への燃料確保・供給	→	8 応急復旧対策への燃料確保・供給
	17 救助・救出への燃料確保・供給	→	9 救助・救出への燃料確保・供給
救助・救出	18 要救助者の把握	「被害状況の把握」に統合	—
	19 救助の人員・資機材の確保	「応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達、あっせん」に統合	—
	20 浸水による要救助者の人命救助	「消防、水防活動」に統合	—
	21 孤立者の救助	→	10 孤立者の救助
	22 孤立者の支援（水・食料供給）	→	11 孤立者の支援（水・食料供給）
応援の要請・受入れ	23 応急復旧対応の応援要請	「県、他市町村への応援要請措置」に統合	—
	24 不足資材の提供要請		—
	25 津波漂流物の除去活動の応援要請	→	12 津波漂流物の除去活動の応援要請
	26 止水・排水対策の応援要請	→	13 止水・排水対策の応援要請
	27 広域応援の受入れ対応	→	14 広域応援の受入れ対応
医療対策	28 浸水域内の医療従事者の確保	「診療可能医療機関の情報提供」に統合	—
	29 浸水域内の医療連携		—
	30 浸水域内の備蓄医療資材の搬送	「医薬品の調達」に統合	—
	31 入院患者等の疎開先への移送	→	15 入院患者等の疎開先への移送
衛生対策	32 捜索従事者をはじめ職員・村民の健康管理の促進	「精神衛生に関すること」に統合	—
	33 防疫対策の実施	「防疫活動の実施」に統合	—
	34 死亡獣畜などの適正処理	「動物対策」に統合	—
	35 化学薬品流出対策の実施	→	16 化学薬品流出対策の実施
	36 し尿及び生活ごみ等の衛生処理の実施	「し尿処理事務事業」、「ごみ収集事業」に統合	—
	37 遺体収容及び火葬の実施	「遺体処理の実施」に統合	—

津波浸水時に必要な業務		BCP 地震編非常時優先業務との統合状況	津波浸水時に必要な業務（改）
項目	対応事項		
	38 遠方自治体への火葬の依頼	→	17 遠方自治体への火葬の依頼
	39 避難所の衛生対策の実施	「防疫活動の実施」に統合	—
	40 疎開先避難所の衛生対策の実施	→	18 疎開先避難所の衛生対策の実施
廃棄物対策	41 災害廃棄物量の算出	「災害時における廃棄物の処理及び清掃」に統合	—
	42 廃棄物集積場の確保		—
	43 廃棄物の収集運搬		—
	44 廃棄物の広域処理の協力要請		—
湛水の排除	45 道路の啓開	「障害物の除去」に統合	—
	46 止水・排水対策の実施	→	19 止水・排水対策の実施
	47 排水機場の復旧要請	→	20 排水機場の復旧要請
疎開への対応	48 疎開先避難所の開設	→	21 疎開先避難所の開設
	49 疎開先避難所の運営	→	22 疎開先避難所の運営
	50 集団避難者（疎開先避難所への避難者）の運搬	→	23 集団避難者（疎開先避難所への避難者）の運搬
	51 集団避難者（疎開先避難所への避難者）の情報提供	→	24 集団避難者（疎開先避難所への避難者）の情報提供
	52 一時帰村の対応	→	25 一時帰村の対応

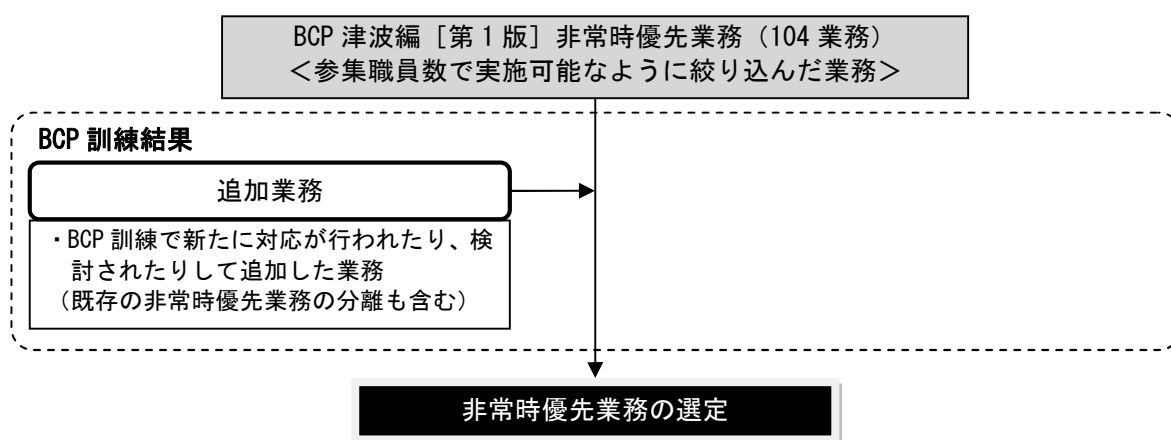
b) 業務の見直し

BCP 訓練は、絞り込んだ 118 の非常時優先業務を基本として訓練を実施した。したがって、BCP 津波編 [第 2 版] では、118 業務の見直しを中心に検討した。

BCP 訓練のうち、大規模地震発生後の津波浸水を想定した状況を付与に応じて職員が対応する対応型訓練においては、BCP 津波編 [第 1 版] にはないが訓練で対応が行われた業務があった。これらの業務は、BCP 津波編の対象である休日においても行われる業務であるのか考慮したうえで、新たに非常時優先業務として追加する必要がある。

一方で、BCP 津波編 [第 1 版] では絞り込んだ非常時優先業務としたものの、訓練においては対応がなされなかったり、想定されなかったりした業務もみられた。これらについては業務着手を遅らせる業務とすることが考えられる。

以上の手順を踏まえて、非常時優先業務を見直した。



※BCP 訓練の対象期間…発災後約 2 時間（平日）、1 日目（休日）、2～3 日目の期間のみ対象

図 3.1.2 非常時優先業務の見直しの流れ

c) BCP 訓練結果からみた非常時優先業務の見直し項目

BCP 訓練の結果から、BCP 津波編 [第 1 版] の非常時優先業務に追加した業務は、下表のとおりである。

ボランティアの募集・依頼は、職員参集数が増加する想定の日目以降とした。

表 3.1.3 非常時優先業務の見直し項目

◆追加業務

業務	訓練種別	業務開始目標時間	追加理由
他班への支援	対応	～1h	・訓練時に未対応だが、発災直後の総務班への業務の集中からすると位置づけの明確化が必要
各避難所、屋上からの状況確認指示	対応	～1h	・訓練において新たに対応
報道機関対応	対応	1h～	・訓練において新たに対応
舟艇の必要数確認	対応	1h～	・訓練において新たに対応 ※BCP 津波編では「配車、配船並びに輸送計画の作成」(12h～)であるが、津波浸水時に必要な業務であり「配船の必要数確認」として独立
被害状況の把握(速報)	対応	1h～	・経済課が農協等の被害状況を把握することとしているが、全班を対象として追加
被災者台帳の作成の情報提供	対応	2D～	・訓練において新たに対応
ボランティアの募集・依頼	討論	4D～	・訓練において新たに対応

注. 訓練種別・・・対応：対応型訓練、討論：討論型訓練

注. 業務開始目標時間：変更後の業務開始目標時間。～1h：1時間未満、1h～：1～3時間未満、2D～：2日目以降、4D～：4日目以降

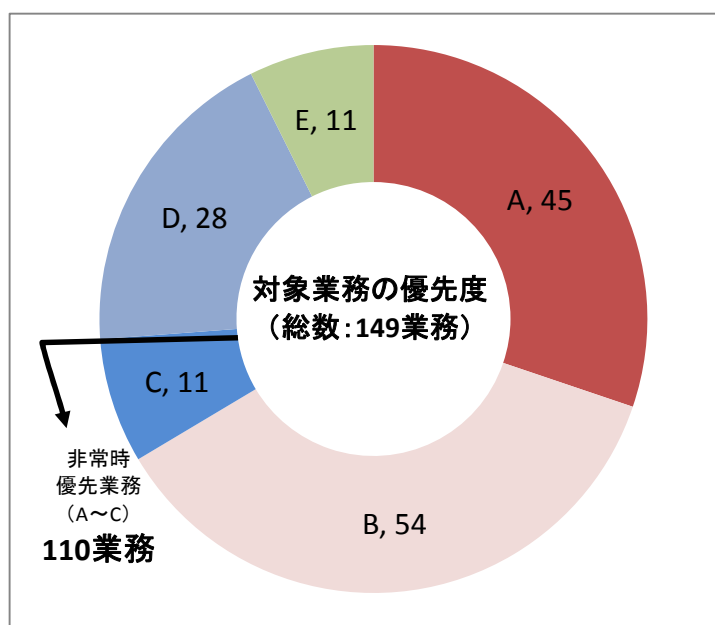
注. すべて災害対応業務

(2) 優先度の評価

非常時優先業務の検討対象とした 149 業務について、下表の評価基準に基づき区分すると、地震発生後 7 日目以内（A～C）の非常時優先業務は、BCP 津波編 [第 1 版] から 6 業務増加し、110 業務となった。

表 3.2.2 業務の評価

業務の開始目標時期		BCP津波編[第2版]
村民の生命・生活及び財産、または都市機能の維持への影響		
A	1日目(すぐに)開始	45
B	2日目から3日目以内に開始	54
C	4日目から7日目以内に開始	11
D	8日目以降に開始	28
E	2週間以降に開始	11
非常時優先業務(A-C)		110 77%
業務計		149 104%

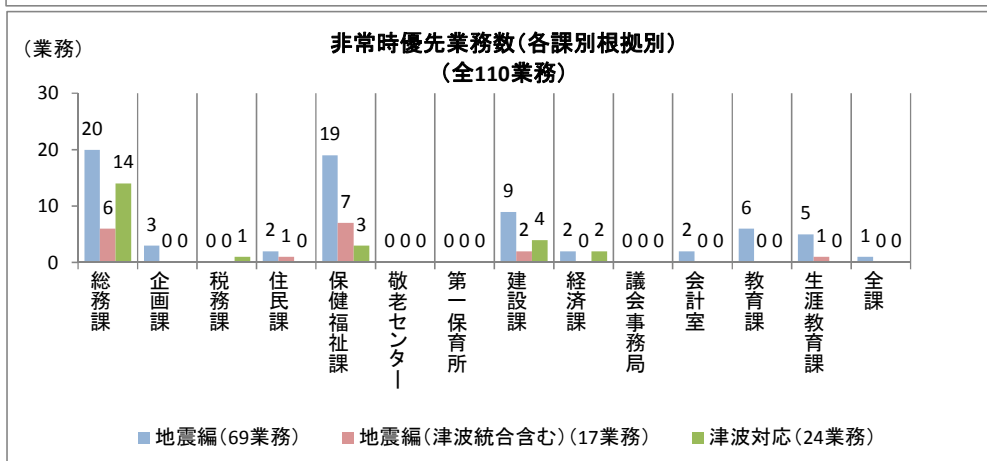
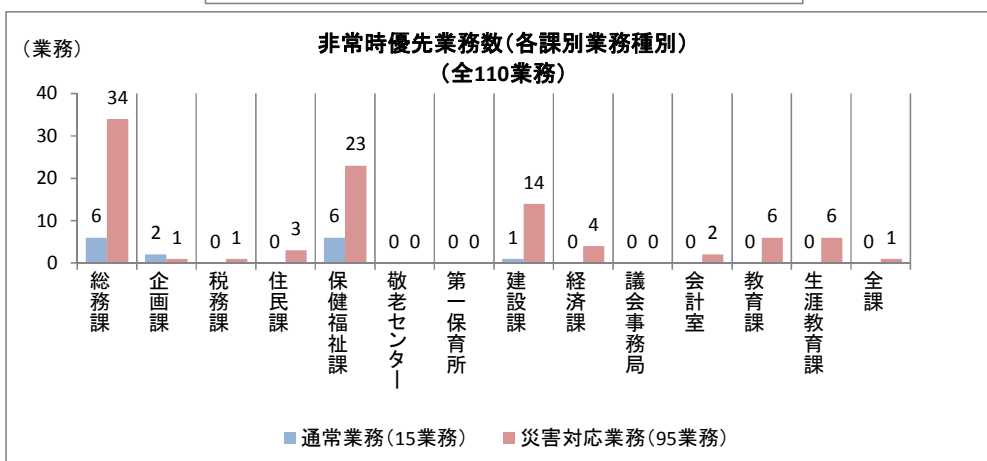
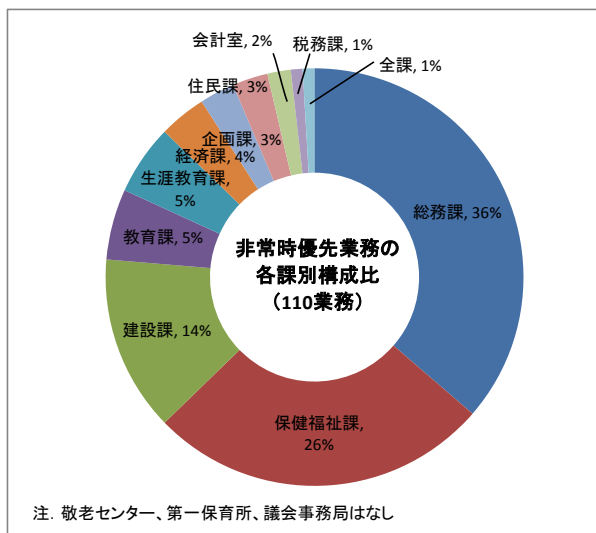


(3) 部署別の選定結果

非常時優先業務 110 業務を部署別にみると、総務課が 40 業務で最も多く、保健福祉課 29 業務、建設課 15 業務であり、3 課で 76%を占める。

業務種別では、災害対応業務が 95 業務と多く、各課別は全体の傾向と同様である。

根拠別では、津波対応 24 業務のうち、14 業務を総務課が実施する。



注. 各課の選定方法…必要人員の記載がある業務の課 (複数課がある場合に主体的に業務を行うと想定される課)

注. 業務種別の区分…災害対応業務と同内容に区分した通常業務は災対対応業務で換算

注. 根拠別…地震編: BCP 地震編の非常時優先業務 (地震編相当の業務を含む)、地震編 (津波統合含む): 津波対応業務のうち BCP 地震編の非常時優先業務に統合した業務を含む業務、津波対応: 津波浸水時に必要な 25 業務

図 3.2.1 非常時優先業務の部署別内訳

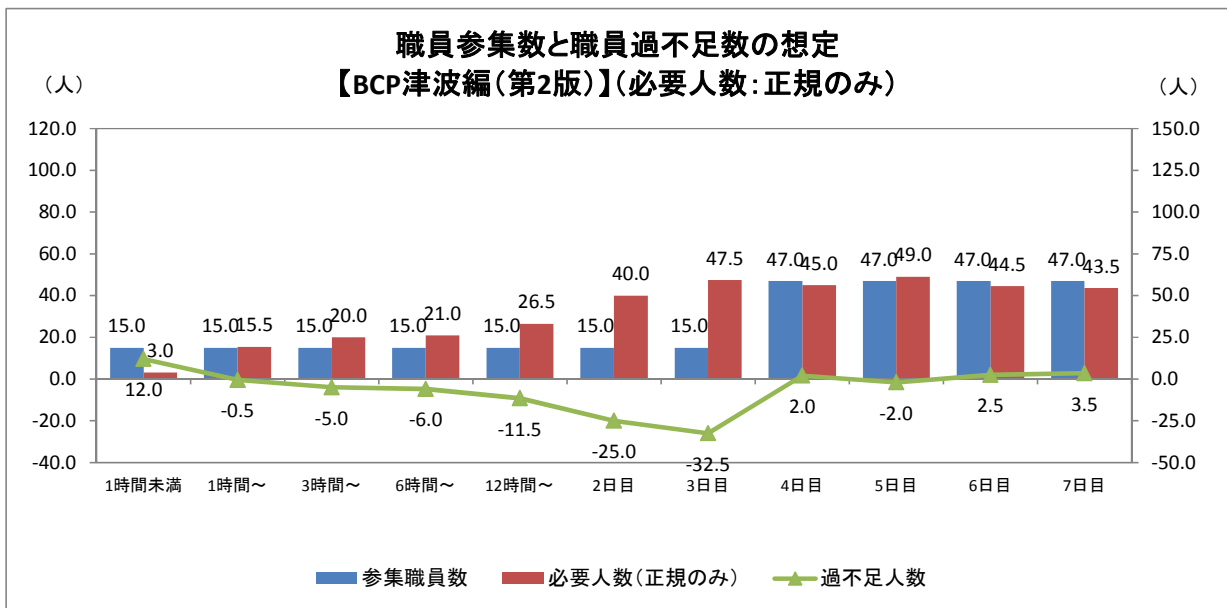
4. 事前対策の検討

4.1. 業務継続のための必要資源

(1) 非常時優先業務の遂行に必要な職員の人員

見直しで選定した非常時優先業務は、前述のとおり、事前の対策として参集職員数で対応可能な業務を統合し、絞り込んだ業務を基本としている。

非常時優先業務の遂行に必要な正規職員数は、発災後 1 時間以上～3 日目まで不足が生じる。BCP 訓練においても、発災当初は総務課の対応事項が集中し、閑暇の状況にある課もみられた。



注. 職員参集の想定

- ア) 発災後～3 日目は津波浸水を考慮して、村内居住の 15 名が地震発生 30 分後に参集を開始し最寄参集先に参集
- イ) 4 日目～7 日目は村内居住の 47 名が、ボートを活用して庁舎ほか当初参集先に参集
- ウ) 8 日目～2 週間未満は全職員の 7 割 67 名が参集、2 週間以後は全職員の 99% (97 名) が参集と想定

図 4.1.1 発災時における飛島村役場参集職員の需給 (休日・夜間)

(2) 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源

津波浸水時に必要な非常時優先業務 21 業務について、業務の遂行に必要な物的資源をみると、BCP 地震編と同じく通信機器、移動手段、PC などの確保の重要性が高い。

その他の資源は、ポータブル発電機や排水ポンプ、救急時の衛生用品が必要とされている。

表 4.1.1 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源（津波浸水時に必要な 21 業務）

必要資源	必要とした業務数	
		比率
PC	6	29%
サーバ(庁内)	5	24%
プリンタ・コピー機	3	14%
通信機器(電話、携帯電話、FAX、無線)	14	67%
移動手段(車両、自転車)	9	43%
その他	4	19%
非常時優先業務数	21	-

表 4.1.2 非常時優先業務の遂行に必要な物的資源（その他資源）（津波浸水時に必要な 21 業務）

優先度	業務区分	業務名	担当課	業務対応の場所		津波浸水時の業務対応に必要な資源 (その他資源の内訳)
				執務場所	現場	
A	災害対応業務	村外滞留者への非帰村指示	総務課	本庁舎総務課		ポータブル発電機
B	災害対応業務	入院患者等の疎開先への移送	保健福祉課	本庁舎総務課	各避難所	救急物品、担架、車いす等
B	災害対応業務	止水・排水対策の実施	建設課	本庁舎建設課	決壊した箇所	排水ポンプ1式
C	災害対応業務	疎開先避難所の衛生対策の実施	保健福祉課	本庁舎総務課	疎開先避難所	消毒薬、消毒物品 手袋、エプロン、マスク

4.2. 業務継続のための課題（必要資源確保のための課題）

(1) 津波浸水被害が必要資源の確保に与える影響

津波浸水により、非常時優先業務の遂行に必要な人的資源や物的資源を迅速に確保できない恐れがある。

人的資源の確保への影響については、大規模地震発生後約 10 分で旧村に津波浸水が想定されることから、「移動が困難」になることが想定される。そのため、津波浸水時には救助作業も地震の単独被害よりは困難になることが想定されることから、自衛隊や消防、消防団とのより緊密な連携が必要であるが、それらとの連絡や協議が可能な人材が不足すると想定される。

物的資源の確保への影響については、人的資源の確保と同様に、津波浸水により移動に影響が生じることから、船などの移動手段が不足する事態が想定される。

表 4.2.1 津波浸水被害が必要資源の確保に与える影響

	影響	主な内容
人的資源の確保	移動・輸送関係	・ 職員の移動が困難なことによる人員配置の調整困難（避難所、被災現場等）
	連携・協力関係	・ 自衛隊・消防・消防団等との調整・連携を担う人材の不足 ・ 協定市村等へ応援要請を行う人材の不足 ・ 受援体制の調整を行う人材の不足 ・ 河川海岸管理者との調整ができる人材の不足 ・ 民間の作業委託先の確保困難
	情報通信関係	・ 無線、電話、防災ほっとメール等の情報連絡手段が使える人材の不足
物的資源の確保	移動・輸送関係	・ 船や車両、ヘリコプターなどの移動手段の確保が困難 ・ 火葬受入先への遺体搬入が困難 ・ 遠隔地からの燃料輸送を行う手段の不足 ・ 食料や水の調達困難
	連携・協力関係	・ 情報通信機器の不足 ・ PC 等情報処理機器の不足 ・ 電力の不足
	その他資機材関係	・ 排水ポンプ機材の確保が困難

(2) 必要資源確保の課題

津波浸水時の非常時優先業務を継続するために必要な資源を確保するには、下表の課題が想定される。

表 4.2.2 津波浸水時の非常時優先業務の実施に必要な資源確保の課題

	必要資源の現況	必要資源確保の課題
人的資源	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務の遂行に必要な正規職員数は、発災後 1 時間～4 日目で不足が生じる可能性 ・発災後は津波浸水の影響で職員の参集先に偏りが生じる ・非常時優先業務を実施する災害対策本部の担当班の所属課が、総務課、保健福祉課、建設課で約 8 割を占め、偏りがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務の遂行に必要な人員が不足しており、必要人員の確保策が必要 ・津波浸水時の参集先の検討や、参集後の移動手順の検討が必要 ・非常時優先業務の担当班（課）について見直しが必要 ・疎開先自治体との協力関係の構築が必要
物的資源	<ul style="list-style-type: none"> ・OA 機器は多くの業務で確保の重要性が高い ・通信機器は多くの業務で確保の重要性が高い ・津波浸水時の移動手段確保の重要性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要性の高い OA 機器や通信機器を稼働させる非常用電源の確保や、機器破損の危険性回避が必要 ・非常用電源の対象外の設備の場合、電力が不足 ・津波浸水時の移動手段が必要 ・災害応急対策実施に必要な資源の備蓄状況の把握や、補充が必要

4.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討

(1) 必要人員の確保

必要資源確保の課題のとおり、現状の職員数で非常時優先業務を遂行するには人員が不足している。そのための対策として、BCP 地震編 [第 1 版] において下表の事前対策を提案しているが、本計画においても同様である。

ここでは、これらの事前対策を実行するための課題を整理するとともに、その他の事前対策についても示した。

表 4.3.1 必要人員確保の対策 (BCP 地震編 [第 1 版])

対策		対策内容
職員の確保	職員OBの臨時採用	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に村職員OBを臨時採用 ・事前に臨時採用可能な職員の絞り込みと対応可能業務を選定
	他自治体からの応援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の相互応援協定自治体の拡大 ・協定においては、派遣職員の職種や人員数を明確化
	民間事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に民間事業者に依頼が可能な業務について、予め応援協定を締結 ・締結の拡大と、災害時の派遣人数の確認など定期的な連携を図る
	ボランティアの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後のボランティアによる支援項目を検討 ・ボランティアの受入体制の確立を図る
参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み		<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務の必要職員数の低減と、優先度の低い業務の開始時間を遅らせる検討により、参集職員数で実施可能な必要人員を絞り込み

資料：「飛島村業務継続計画（地震災害編）[第 1 版]」（飛島村、H25.3）をもとに作成

a) BCP 地震編の事前対策適用への課題

(ア) 職員OBの臨時採用の具体化

個人情報に留意したうえで、近年の定年退職者のリストを作成し、大規模災害時の招集について対応可能かどうか事前に確認をとり、対応可能なOB職員数を把握する。リストに掲載するOB職員は、例えば年齢が70歳程度までの職員とした場合は、おおむね10年前の平成17（2005）年以降の退職者が対象となる。リストは少なくとも毎年更新することが望ましい。なお、居住地が村内と村外の職員に分け、村内居住職員を優先的に採用することが望ましい。

また、非常時優先業務のうち、正規職員が対応する業務のなかで、OB職員による対応も可能な業務を事前に選定する。さらに、必要に応じて災害時の臨時職員雇用の条例の制定などについても検討する。

(イ) 他自治体からの応援、疎開先自治体との協定や支援の取り決め

災害時応援協定の締結自治体は、8自治体（5市2町1村：津島市、愛西市、弥富市、あま市、稲沢市、大治町、蟹江町、豊根村）と締結しているが、具体的な支援事項についての協議は進んでいない。

本村の周辺自治体とは、「海部地域防災行政研究会」、「近隣市村防災担当者連絡会」を結成し、年に数回の会合を実施している。本枠組みを活用し、職員の派遣、備蓄品の供給、疎開者の受入先・期間、疎開先避難所への人員提供など、具体的な取り決めを行うことが必要

である。

また、東日本大震災においても、発災後の混乱で他自治体の応援を受入れた際にどのような業務を応援職員に依頼するか決めておらず、人材を活用しきれなかった問題も指摘されている。そのような事態が発生しないためには、受入職員に依頼する業務内容を予め定める受援計画の検討も必要である。

表 4.3.2 防災に関する周辺自治体との研究会など

名称	構成自治体
海部地域防災行政研究会	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
近隣市村防災担当者連絡会	稲沢市、清須市、愛西市、あま市、飛島村

(ウ) 民間事業者の活用の調整（国や県との事前調整）

建物や宅地の応急危険度判定や、住宅等の障害物除去など、専門的な技能や技術が必要な業務については、予め愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士会や、一般財団法人中部電気保安協会など民間事業者との間で応援協定が締結されている。これらの事業者は国や県とも同様に締結していると考えられ、災害時に村へ優先的な対応が可能か、国や県と事前に調整を図る必要がある。

また、村内の協定の締結事業者に対して、事業継続計画の策定を促すなどして、災害時に確実な応援ができるような取り組みが必要である。

(エ) ボランティアの活用体制の整備

飛島村ボランティア支援本部の開設、活動等に関し、村と社会福祉法人飛島村社会福祉協議会は協定を結んでおり、災害時には同社会福祉協議会と協力してボランティアの募集及び派遣を行うこととなっている。

毎年行われている飛島村総合防災訓練などの機会を活用し、ボランティア支援本部の開設及び収集の訓練も合わせて行うなどして、災害時のボランティア活用体制を整備する。

訓練結果を踏まえて、ボランティアの募集について非常時優先業務に新たに組み込んだ。

(オ) 参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み

参集職員数で実施可能な必要人員に絞り込んだ業務を前提に見直しを行っており、参集可能人数による対応可能性について精査する必要がある。例えば、現在行われている実働・実技訓練である総合防災訓練の対応人数を想定参集数に絞って実施し、円滑な対応が可能であるか確認することが考えられる。

(カ) 非常時優先業務の担当班（課）の見直し

非常時優先業務は、総務課、保健福祉課、建設課に大きく偏っている。BCP 訓練においても、発災直後は総務課の対応事項が集中する状況にあった。ほかにも避難所の開設や運営を行う避難所要員は職員数に対して多いとの指摘や、保健師等が医療救護所で救護活動ができないとの指摘があり、村の救護所設置にあたっては、村内医療機関の医療従事者による対応が求められる。

また、本部員会議に本部員が参集し、総務班から上がる情報に対する対応の指示を行うが、訓練では本部員会議において情報収集や処理を行う事務職員が不在で、情報共有方法に問題

がみられたことから、情報整理職員を本部員会議付きとしたり、総務班と合同開催にしたりするなどの事務の見直しが必要と考えられる。

前述の必要職員数の精査などにより、非常時優先業務の必要職員数の精査を行ったうえで、担当課（班）の見直しを行い、担当課（班）の偏りを是正する必要がある。特に初動期の総務班の繁忙状況の軽減については、例えば、発災当初は総務班に組み込み、業務が落ち着いたのちに通常業務に戻る班を新たに位置づけるなどの対応が求められる。

また、見直した結果について、災害時職員行動マニュアルとの調整が必要である。

(キ) 住民参画の醸成（住民による支援の啓発促進）

これまで示した事前対策により必要職員数を確保したとしても、正規職員の必要人数を確保したに過ぎない。また、前述のとおり、職員が非常時優先業務（人員調整後）に必要なと考える正規職員数でも、ピーク時には最低でも30人以上不足する。

大規模災害が発生した際に全ての非常時優先業務を円滑に進めるためには、わずか100人弱の村職員だけではなく、住民参画の促進により、職員対応業務の分担（削減）が不可欠である。BCP訓練においても、避難所を開設する職員が多いのではないかとの指摘や、避難所の運営には住民の協力が不可欠との認識がみられた。

避難所の解錠については、震度5弱でキーボックスが自動で解錠される仕組みにより、職員の負荷軽減を図る取り組みが進められつつある。

ほかにも、避難時の誘導や、避難先の運営など、対応すべきエリアが各所に分散し、多くの職員対応が求められる非常時優先業務については、予め周辺住民に対応を依頼することが考えられる。特に津波浸水時の避難誘導は、誘導者にも危険が伴うものであり、迅速な住民の自主的な避難が欠かせない。

そのため、現在も村で実施している避難所への避難訓練を継続的に進め、住民の早期避難に対する意識を持たせ続けることが重要である。

また、住民が自宅の備蓄品を持参して避難先まで避難し、備蓄物や避難経路などを確認するワークショップを開催するなどして住民備蓄を促し支援物資が必要な住民を削減したり、避難所の運営訓練を住民と行うなどして避難所運営の職員の人員を削減したりすることで、関連業務の対応人数を減らすといった取り組みも考えられる。

(ク) 訓練による必要職員数の精査

必要職員数は、BCP地震編で「参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み」を行った後の必要人員をベースとしている点に留意が必要である。つまり、BCP地震編の必要職員数で非常時優先業務が対応できていることが前提となっている。

このため、今後、BCP津波編もしくは地震編をもとにして、職員の初動訓練を実施し、非常時優先業務と参集職員及び必要職員数の精査を行うことで、必要職員数の精度を高める必要がある。

(ケ) マニュアル作成やルールの明文化・周知

訓練の結果、避難所運営マニュアルをはじめ、来訪者の誘導方法、遺体対策の具体的検討など、マニュアル作成が求められた。また、災害時職員行動マニュアルよりもさらに詳しい内容の対応検討の必要性が認識されたことから、各班内で詳細な対応事項を検討するように促すことが求められる。

マニュアルの整備においては、村内調整に時間を要する記載事項があったり、頻繁に変更になる記載事項があったりすることから、PDCAにより継続的に見直して鮮度を維持しつつ、精度を高めることが重要である。

訓練で対応が班によって分かれたり、対応方法を予め検討可能であったりする業務は、事前に対応を検討・周知することで災害時対応をしなくてよい業務になると考えられる。

また、災害救助法等の適用基準や高度情報通信ネットワークの入力方法の確認、場所の変更など、緊急時の対応や業務分担について、予め調整を図ることで、災害時の検討時間を短縮し、迅速な災害対応に繋げられる。

特に、舟艇所有者のリストや舟艇操縦者の確認、堤防復旧時の対応事業者リストの確認、津波浸水時の移動品・移動先の検討といった、津波浸水対応は着実な実施が必要である。

表 4.3.3 訓練結果を踏まえたマニュアル作成やルールの明文化・周知事項例

項目	対策例
マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の誘導方法 ・ 遺体対策の具体事項の検討 ・ 各施設におけるけが人対応方法 ・ 家族の安否確認方法 ・ 避難所運営マニュアルの作成 ・ 避難者への接し方
ルールの明文化・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民向けの避難指示等の発令文案と発令時期を明記 ・ 住民への電話対応のマニュアル化（災害時の自助、共助、公助項目の仕分け） ・ 医療救護対応は、保健師等是对応できないため、当初は各施設で応急措置する旨を予め周知 ・ ホワイトボード、地図の情報整理項目の様式作成（村内からの津波浸水情報整理等） ・ 被害状況等の様式（村地域防災計画風水害編記載分）の事前準備 ・ 一時帰宅対応の確認（職員の一時帰宅申出時の対応を統一） ・ 救護所の設置場所、救護所内のレイアウトの確認（すこやかセンター被災時の設置場所（中央公民館など）、各候補箇所のレイアウトを事前検討） ・ 安否確認方法の問合せ（171で確認するように事前に各班に指示） ・ 遺体安置所の確認（南部体育館被災時の設置場所（南部体育館観覧席など）を事前検討）
事前の確認や取決めの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法等の適用基準 ・ 高度情報通信ネットワークの入力方法の確認、場所の変更 ・ 避難所の備蓄品の確認 ・ 避難所をはじめ災害時利用施設の日常点検 ・ 被災住宅調査の依頼先の確認 ・ 燃料確保の依頼先の確認 ・ 資金調達先の検討 ・ 炊き出し場所の検討 ・ ボランティアコーディネーターの確保 ◆津波浸水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 舟艇所有者のリスト、舟艇操縦者の確認 ・ 堤防復旧の対応事業者リストの確認 ・ 津波浸水時の移動品・移動先の検討

b) 津波浸水に係る人的資源確保の事前対策

(ア) 津波浸水時の参集先及び参集後の移動手順の検討（参集職員数の精査）

本検討では、津波浸水時の参集先を地域防災計画及び津波避難計画の参集先から 9 箇所選定した結果、村の北部には参集先がなく、北部居住者はほとんど参集できない。今後、「津波災害に関わる避難対応計画（平成 25 年 10 月、飛島村）」に位置付けられた旧村内に整備予定の 6 箇所の施設を新たに指定して検討することが考えられる。

また、地震発生 30 分後に参集を開始する場合の参集先は、第一保育所、公民館分館、飛島学園などと飛島村役場以外に分散しており、その後、備蓄ポートを使用して村役場などの当初参集先に参集することとしている。その具体的な参集ルートや、参集の連絡方法を検討しておく必要がある。

役場職員の約半数を占める村外居住職員については、村までの移動手段が限られることから、津波浸水時は当初、基本的に自宅待機を想定している。しかし、村外の災害対策本部設置や、疎開先避難所を予め設定し、それら村外参集先近傍の職員の参集を指定することで、村外から迅速な支援が可能になると考えられる。



資料：津波災害に関わる避難対応計画（平成 25 年 10 月、飛島村）をもとに作成

図 津波避難所の位置図（旧村内）

(イ) 疎開対象者数の精査（疎開先に配置が必要な職員数の精査）

本検討では、疎開対象者は避難行動要支援者のうち、一人暮らしの高齢者世帯など特に支援が必要な住民約 50 人とし、その場合に疎開先避難所の開設や運営、移送、衛生対策の必要職員数を想定している。

今後、避難行動要支援者の対象人員を確定したうえで、津波浸水時の具体的な疎開先を予め想定し、交代要員なども含め、疎開先に配置が必要な職員数を精査することが必要である。

(ウ) 国や県、自衛隊などへ円滑に依頼が可能な環境の整備

津波浸水が発生すると、止水・排水対策、津波漂流物の除去、孤立者の救助、入院患者等の疎開先への移送など、自衛隊をはじめ国や県からの支援が不可欠な事項が多く発生する。

一方で、本村は伊勢湾台風時にも排水対策が比較的遅れるなど、対応が劣化する可能性がある。本村の担当者と自衛隊や国、県の関係者が平時から顔を合わせる機会を設けるなどして、災害時に円滑な依頼が可能な環境を整備する必要がある。

(エ) 津波浸水時の対応事項の精査

非常時優先業務の各課確認をした結果、当初想定していた津波浸水時の対応事項以外の業務は新たに提案されることはなかった。

今回想定した津波浸水時の対応事項がすべて網羅していたか、あるいは各課において津波浸水時に新たに必要な業務の想定がうまくなされなかった可能性がある。

訓練結果では、「各避難所、屋上からの状況確認指示」、「舟艇の必要数確認」を新たに非常時優先業務として追加した。

今後、BCMを進める中で、前述の訓練や、津波浸水時の具体的な事態を想定する庁内ワークショップを実施するなどして、津波浸水時の対応事項を精査することが考えられる。

(2) 物的資源の確保

物的資源の確保においても、基本的に BCP 地震編 [第 1 版] で示された下表の事前対策が必要である。

ここでは、これらの事前対策を実行するための課題を整理するとともに、BCP 津波編において特に必要な事前対策について示した。

表 4.3.4 物的資源確保の対策 (BCP 地震編 [第 1 版])

対策	対策内容
ルールづくりによる不足資源の確保 (ソフト対策)	<ul style="list-style-type: none">・災害時に非常用電源を使用できる OA 機器の区分と周知徹底・紙ベースのデータや書類交付の事前準備
設備投資による不足資源の確保 (ハード対策)	<ul style="list-style-type: none">・必要資源の設備投資。通信機器、OA 関連機器、非常用電源の増強、自転車の整備・準備されていない資源 (資機材等) を順次確保・職員自ら参集先に備蓄を図る

資料：「飛島村業務継続計画 (地震災害編) [第 1 版]」(飛島村、H25.3) をもとに作成

a) BCP 地震編の事前対策適用への課題

(ア) 資源使用ルールの具体化

災害時に必要な資源のうち、非常用電源については、設備投資と併せてルール化を図ることが必要である。

まず、現行の非常用電源で確保される電気量から、供給可能な OA 機器数を算定し、非常時優先業務の多い部署などから非常時に供給する OA 機器を予め割り振ることが考えられる。次に、非常時優先業務を遂行するために必要な OA 機器数から必要電力量を算定し、不足する非常電源量を算出し、その導入計画を立案することが考えられる。

なお、本村の非常用電源は現在据え置き型とポータブル型があるが、ポータブル型については備蓄カートリッジを全て非常用電源に使用する場合に 4 台で 15 時間しか使用できないことから、備蓄カートリッジの増強が必要である。あわせて、ポータブル電源以外のガスカートリッジの増強が必要である。

また、訓練結果から、遺体対策に必要な資材を遺体安置所予定施設に予め準備するとの指摘もあった。医療救護所など、本庁以外に災害時の対策拠点となっている箇所には備蓄品を予め移動することが望ましい。

(イ) 災害時必要書類の事前準備

地域防災計画等に定める必要書類について、事前に最低限の必要数を打出したうえで、津波浸水の影響がないように対処 (防水ケースに保管、津波浸水の影響のない標高の場所に保管など) をしておく必要がある。

また、BCP 訓練の結果からは、各課において非常時の重要書類の特定を事前に行うことや、災害対策班で進める情報の整理に必要な資機材を予め準備しておく必要があるといった指摘があった。これらの準備についても、年次別実施計画の項目としてとりあげる必要がある。

(ウ) 職員の長期従事環境の整備

BCP 地震編でも課題としてあげているとおり、災害発生後 7 日間は、職員は庁舎において寝泊りをせざるを得ない状況になる可能性が高い。津波浸水時にはさらに長期間、庁舎な

どで従事する可能性がある。

災害時の職員用の食料及び飲料水、携帯用トイレ、簡易ベッドや毛布の備蓄を進める必要がある。併せて、職員自身が必要な食料や飲料水を参集先に備蓄するようなチェック体制が求められる。

また、BCP 訓練においても職員から指摘があったが、物的資源の環境確保とあわせて、職員や避難者の健康管理や職員勤務体制のローテーションを事前に検討することが必要である。

災害時の精神衛生対策は、これまで経験したことのない大地震及び津波浸水の発生とその業務対応により、職員の精神的負荷が増大し、業務に従事できなくなる可能性がある。平常時から、東日本大震災などの大規模災害に従事した職員の体験談を聴くなど、災害時の業務状態や対応の心構えを想定するなどして備えることが重要である。

また、精神衛生対策の要員について、国や県、他市町村からの応援職員の依頼を想定するなど、災害時の職員のカウンセリング体制の検討も必要である。

さらに、BCP 訓練において、災害初動期においては、職員の一時帰宅を認めない対応がされた。職員数が少ない本村の状況からすれば適切な対応であるが、職員の精神的負担を軽減するには、職員の家族に対する支援を予め想定することも必要である。

(エ) 計画的な設備投資による不足資源の確保

訓練結果では、屋上階を避難場所とする施設に移動可能な電話等がないため、災害対策本部等との連絡が困難との指摘があり、移動型無線端末の整備が考えられる。また、平常時は村の施設として利用している指定避難所は休日の解錠を職員が行う必要があるため、津波避難場所に設置を進めている自動解錠システムを指定避難所に導入することも考えられる。さらに、ドローンの配備や同報無線鉄塔にカメラを設置するなどして、津波浸水時の村内の浸水状況を把握するとの指摘もあった。

これらは災害応急対策に必要であるが、準備がなされていない資機材等の資源は、BCP 地震編及び津波編で把握したものについて精査してリスト化し、村の財政状況を勘案したうえで、順次確保する必要がある。

b) 津波浸水に係る物的資源確保の事前対策

(ア) 津波浸水の影響がない高さへの備蓄品等の移動

津波浸水時には旧村域内が最大 2~4m 浸水する。すでに多くの備蓄品があるが、津波浸水時にも影響がない高さへの移動が必要である。

例えば、非常用電源は、必要電力量を想定したうえで、据え置き型については津波浸水時にも使用可能な 2 階以上に移動する必要がある。

その他の備蓄品についても、現在の備蓄箇所の標高と想定浸水深を勘案し、必要に応じて想定浸水深以上の高さに移動する。

また、訓練結果から、移動しきれなかった書類等を運搬するためのたためるコンテナを確保する指摘があった。

(イ) 備蓄品の分散化

津波浸水時には、当初の参集先が飛島村役場ではなく、第一保育所などに偏る想定となっている。一方で、備蓄品は飛島村役場の防災倉庫に多く配置されている。備蓄ボートにより当初参集先に移動することを想定しているとはいえ、湛水した状況では備蓄物資の移動は容易ではないことが想定されることから、各参集先に分散化することが必要である。

例えば、津波浸水時の移動に不可欠な移動用ボートは、おおむね参集先各所に設置されており、役場防災倉庫に計4台、公民館分館に5台、産業会館、飛島学園、中央公民館、総合体育館、第一保育所に各一台と数量にばらつきがある。このため、職員参集数にあわせて備蓄数量を分散化することも考えられる。

4.4. 業務継続マネジメント

(1) 業務継続マネジメントの必要性

本計画は、策定時点において、非常時優先業務を業務開始目標時間内に確実に起動するための「対策」を記載しているものであり、業務継続力の向上のためには、図 4.4.1 のような PDCA サイクルで業務継続計画を推進（対策を実施）していくことが必要である。

こうした平常時の取り組みを業務継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）と呼び、発災時に業務継続計画に沿った活動を実施するための準備として必要である。

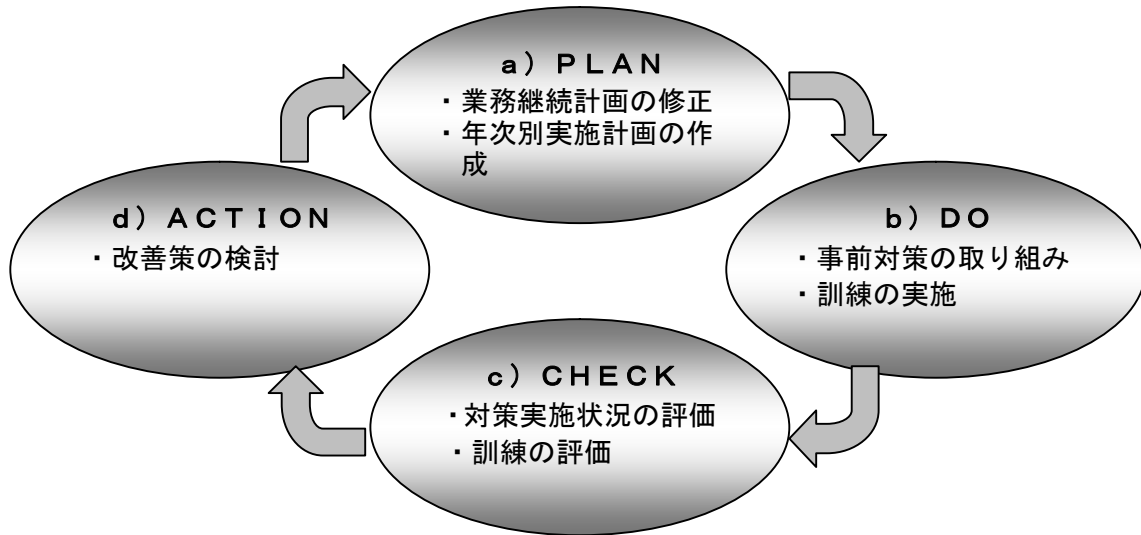


図 4.4.1 PDCA サイクルのイメージ

(2) 計画策定後（平常時）の実施事項

BCM の PDCA 別の実施事項を以下に示す。また、これら BCM のサイクルの例を図 4.4.2. のとおり示した。

a) PLAN：年次別実施計画の作成

「4.3. 非常時優先業務遂行のための事前対策の検討」に記した事前対策を実施していくための年次別実施計画を作成する。年次別実施計画では、今後何年間で、業務継続計画における非常時優先業務を業務開始目標時間内に立ち上げられるようにするかを決め、その達成に向けて必要資源ごとの主な対策について、各年次に取り組む内容を具体化する。

例えば、電源確保についての対策が必要な場合、1年目には各課の非常時優先業務を前提にした最低限必要な電気量の調査、2年目にはその電気量を確保するための対策（例：自家発電機の導入等）の立案、3年目にその対策の実施といった考え方である。

なお、業務継続計画（BCP）の修正を行った場合には、年次別実施計画についても見直す必要がある。

年次別実施計画の対応項目（事前対策の対応項目）の例を表 4.4.1. に示す。

表 4.4.1 事前対策の対応項目（年次別実施計画の対応項目）（例）

	事前対策の項目	対応項目（例）
必要人員の確保	職員 OB の臨時採用の具体化	近年の定年退職者をリスト化
		大規模災害時の招集協力の確認
		リストの更新
		OB 対応可能な非常時優先業務の抽出
	災害時応援協定の協定内容の具体化	定期会合の開催内容検討
		定期会合の開催
		協議結果の具体化
	民間事業者の活用の調整	民間との応援協定のリスト化
		民間との応援協定の国や県との重複状況の確認
		国や県との調整
		村内の協定締結業者の抽出 村内の協定締結業者の事業継続計画の策定促進
	ボランティアの活用体制の整備	ボランティア支援体制の防災訓練における実施方法の検討
		社会福祉法人飛鳥村社会福祉協議会との実施調整
		防災訓練結果をもとにボランティア活用体制の課題確認
	参集職員数で実施可能な必要人員の絞り込み結果の精査	地域防災計画及び災害時職員行動マニュアルとの調整や反映
	訓練による必要職員数の精査	職員の初動訓練計画の策定
		職員初動訓練の実施
		訓練結果からみた必要職員数の精査
	津波浸水時の参集先及び参集後の移動手順の検討（参集職員数の精査）	村北部に参集可能な施設の指定
		津波浸水時の当初参集後の参集ルート及び連絡方法の検討
村外居住職員の参集先の検討		
疎開対象者数の精査（疎開先の必要職員数の精査）	避難行動要支援者数の特定	
	津波浸水時の疎開先の想定	
	津波浸水時の疎開先の疎開先自治体との調整	
	疎開先対応必要職員数の精査	
非常時優先業務の担当班（課）の見直し	非常時優先業務の必要職員数の精査	
	担当課（班）の見直し	
	初動期に総務班への組み込む班を検討	
	本部員会議と総務班の体制検討	
	見直し結果を災害時職員行動マニュアルに反映	
国や県、自衛隊などへ円滑に依頼が可能な環境の整備	本村の担当者と自衛隊や国、県の関係者が平時から顔を合わせる機会の設定など	
津波浸水時の対応事項の精査	BCM の推進において、庁内ワークショップの開催などにより津波浸水時の対応事項を精査	
住民参画の醸成	住民参画が可能な非常時優先業務の抽出	
	住民参画が可能な非常時優先業務に関する住民参加方法の検討	
	上記住民参加の実施	
マニュアル作成やルール明文化	マニュアル作成、ルール明文化等により災害時の業務量を削減	
物的資源の確保	資源使用ルールの具体化	現行の非常用電源の供給電力量から使用可能な OA 機器数を算定
		OA 機器の割振り
		必要電力量の算定と追加が必要な非常用電源量の算定
	災害時必要書類の事前準備	地域防災計画等に定める書類の打出し
		打出し書類を浸水しない箇所に適切な方法で保管
	職員の長期従事環境の整備	災害時の職員用食料及び飲料水、携帯用トイレ等の備蓄
		職員自身の備蓄のチェック体制の整備
		災害時の職員のカウンセリング体制の検討
	計画的な設備投資による不足資源の確保	災害応急対策に必要なが、準備がなされていない資機材等の資源のリスト化
		上記資源の確保計画の策定
	津波浸水の影響がない高さへの備蓄品等の移動	現行備蓄品の保存箇所と想定浸水深の確認
		津波浸水の影響のある備蓄品の移動先の検討及び移動
	備蓄品の分散化	備蓄品の分散先の検討
備蓄品の分散		

b) DO : 対策の実施

(ア) 事前対策の取り組み

年次別実施計画に基づいて、各部課等は自らが所管する非常時優先業務の課題（業務開始目標時間を確保するための現状の課題）を解消するための対策内容を具体化し、それを順次実施する。

なお、対策の実施にあたっては、各部課等が所管する非常時優先業務について、その時間的な優先性（A、B、Cランク；表 3.2.1、表 3.2.2 参照）を確認し、さらに他業務の実施に対するボトルネックになる可能性がある業務を優先することとする。

(イ) 訓練の実施

各部課等が参加する形で、業務継続（非常時優先業務の立上げ）の訓練を毎年行う。

訓練は、可能な限り実際の被災時の状況（ライフラインの途絶、職員の参集困難等）を前提として実施し、シナリオを事前に参加者に知らせず時々刻々と災害状況を付与する図上型訓練（対応型訓練）や、最小限の情報から訓練参加者自身が対応を予想する図上型訓練（討論型訓練）を行い、非常時優先業務の見直しや、不足する事前対策の改善点の検討を行う。

訓練の実施にあたっては総務部総務課が事務局を務める。

平成 27 年度には前述のとおり、対応型訓練及び討論型訓練を実施したが、訓練には課題もみられた。例えば、対応型訓練は平日を対象としたが、より精度の高い参集人数の検証を行うには休日を対象として、想定される必要人数で対応する訓練の実施が望まれる。

両訓練は今後も繰り返し、訓練結果をふまえて訓練方法を改善し、より実効性の高い訓練を行う必要がある。

c) CHECK : 対策実施状況の評価

各部の対策の実施状況を、総務部総務課が集約し、非常時優先業務の業務開始目標時間内での実施可能性が、どの程度改善しているかチェックする。とくに庁内全体でのボトルネックの解消状況に留意して、実施上問題のない非常時優先業務の増加状況を確認する。

また、訓練結果を踏まえて、非常時優先業務の追加や削除、業務開始目標時間の見直しを行う。

d) ACTION : 業務継続計画の修正

c) の評価によって新たな対策が必要となった場合は、完了対策の廃止、未完了対策の改善や促進、新たに必要な対策の検討などの改善策を検討する。

また、所掌事務や各種計画の見直し等によって非常時優先業務の加除などがあつたりした場合には、各業務の所管部課等と総務部総務課が協議し、業務継続計画を修正する。

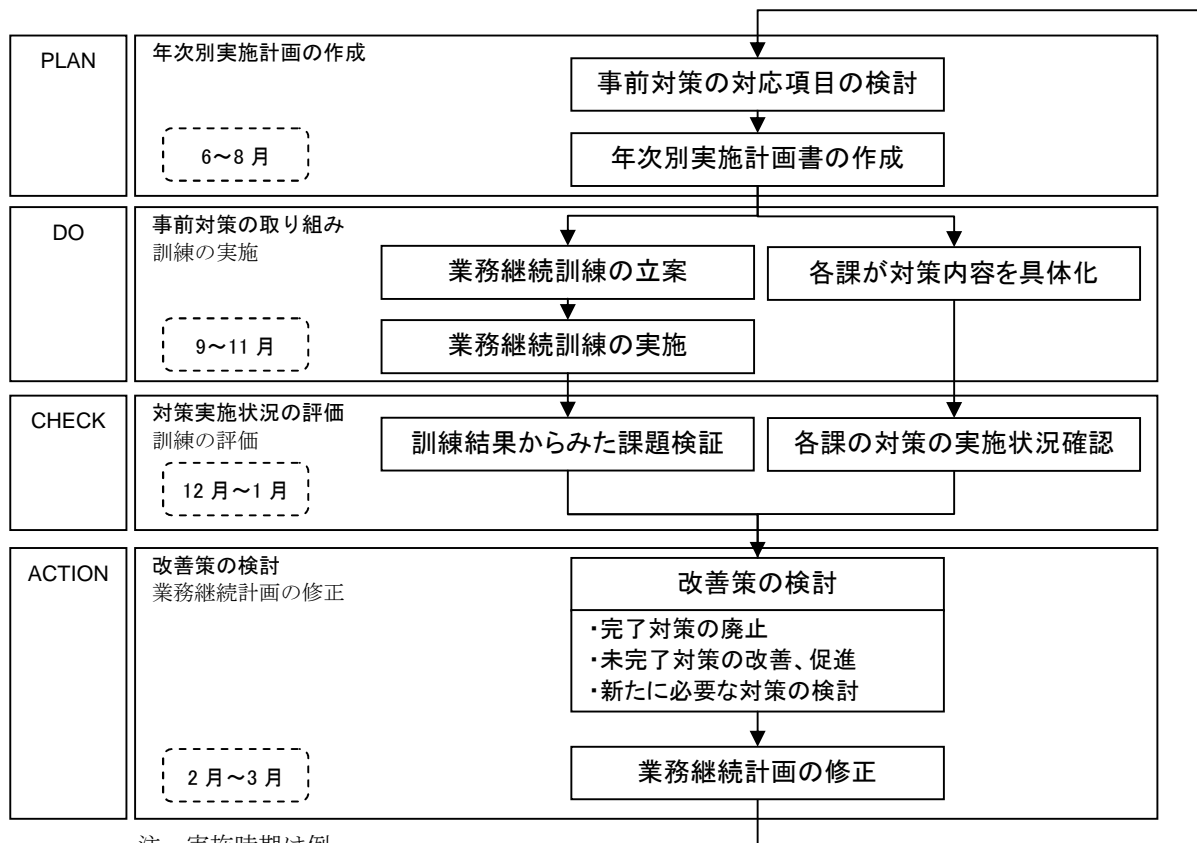


図 4.4.2 BCM のサイクル (例)

(3) 業務継続マネジメントの推進体制

業務継続計画は以下の体制で今後推進していく。

a) 総務部総務課

業務継続マネジメントを主管し、上記のPDCAサイクルの実施に努め、訓練の実施や対策策実施状況の評価等においては事務局として各部課等と連携し、業務継続のための事前対策全般を推進する。

b) 各部課等

自らの部課等が所管する非常時優先業務に関し、業務開始目標時間内に着手できるようにするための対策を検討し、総務部総務課と調整しながら対策を実施する。

飛島村業務継続計画（津波災害編）

[第2版]

平成28年3月